

令和8年2月定例会

# 商工建設常任委員会会議録

令和8年3月6日・9日

場 所 第5委員会室



令和8年3月6日(金曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第45号 令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)
- 議案第53号 令和7年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第54号 令和7年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)
- 議案第55号 令和7年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)
- 議案第57号 令和7年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第58号 令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第69号 宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例
- 議案第70号 都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 工事請負契約の締結について
- 議案第73号 工事請負契約の締結について
- 議案第74号 工事請負契約の締結について
- 議案第75号 工事請負契約の締結について
- 議案第76号 工事請負契約の変更について
- 議案第77号 工事請負契約の変更について
- 議案第78号 工事請負契約の変更について
- 報告事項
  - ・損害賠償額を定めたことについて

○その他報告事項

- ・日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更について
- ・宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定について
- ・宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業に係る実施方針(案)等の公表について

出席委員(7人)

委員	長	内田理佐
副委員	長	山口俊樹
委員		日高博之
委員		福田新一
委員		坂本康郎
委員		岩切達哉
委員		脇谷のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局

労働委員会事務局長	渡邊世津子
調整審査課長	米村文明

商工観光労働部

商工観光労働部長	児玉浩明
商工観光労働部次長	松浦好子
企業立地推進局長兼 企業立地課長	今村俊久
観光経済交流局長	鬼塚保行
商工政策課長	河村直哉
経営金融支援室長	長谷川誠
企業振興課長	徳地清孝
先端技術産業推進室長	加藤和樹
雇用労働政策課長	湯浅聡
観光推進課長	矢越智郁

スポーツランド推進課長	渡 邊 陽 生
国際・経済交流課長	牧 浩 一
工業技術センター所長	鍋 島 宏 三
食品開発センター所長	黒 木 俊 幸
県立産業技術専門校長	守 部 丈 博

県土整備部

県土整備部長	桑 畑 正 仁
県土整備部次長 ( 総 括 )	海 野 由 憲
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	中 原 学
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	迫 節 夫
高速道対策局長	山 浦 弘 志
管 理 課 長	小 菌 真 二
用地対策課長	前 村 敦 子
技術企画課長	植 村 幸 治
工事検査課長	佐 藤 祐 之
盛土対策課長	前 田 秀 高
道路建設課長	椎 葉 倫 男
道路保全課長	大部 菌 一 彦
河 川 課 長	中 武 透
ダム対策監	山 下 修
砂 防 課 長	三 橋 剛
港 湾 課 長	那 須 紘 之
空港・ポート セールス対策監	高 澤 俊 満
都市計画課長	村 岡 昭 彦
美しい宮崎づくり推進室長	丸 岡 浩 二
建築住宅課長	松 田 真 二
高速道対策局次長	杉 本 達 哉

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	春 田 拓 志
政策調査課主任主事	岩 倉 有 希

○内田委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきまして御覧のとおりでございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴をされる方をお願いいたします。

傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について労働委員会事務局長の説明を求めます。

○渡邊労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和7年度2月補正予算について御説明いたします。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

表の左から3列目の補正額の欄にありますとおり1,195万8,000円の減額をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、表の右から3列目の補正後の額の欄になりますが9,965万

6,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

4ページを御覧ください。

表の左から3列目の職員費につきましては721万3,000円の減額であります。

これは、私ども事務局職員の人件費の執行残に伴うものであります。

また、その下の段の委員会運営費につきましては474万5,000円の減額であります。

これは、労働委員会委員の報酬や旅費、会議費などの労働委員会の運営に要する経費の執行残によるものでございます。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 最後に、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

---

午前10時5分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について商工観光労働部長の概要説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長 説明に入ります前に2点、御報告がございます。

最初に、ひなたフェス2026の開催についてであります。

先日、2月県議会定例会の開会に当たっての

知事の県政報告でもございましたけれども、今年の9月5日、6日の2日間、ひなたサンマリスタジアム宮崎にて開催されることが決定いたしました。

これまで築いてきた日向坂46との御縁が2回目となる開催に結びついたことを大変うれしく受け止めております。

多くの来県者が見込まれますので、県としても安全で円滑な受入れと地域経済への波及効果の向上に全力で取り組んでまいります。

次に、女子の国際テニス大会ITFワールドテニスツアーの開催についてであります。

今年の4月12日から4月26日にかけて、ひなたTENNIS PARK MIYAZAKIにて開催されることが決定いたしました。

この大会は、女子のプロテニス選手が四大大会や上位ツアーへ出場するためのポイントをかけて争う国際トーナメントでございまして、この2週間で2つの大会が連続して開催されることとなります。

今月末から開催される男子のATPチャレンジャー大会や11月の「プチザス」アジア・オセアニア予選に続きまして、国際大会の開催地として本県を選んでいただいたことを大変ありがたく思っております。

世界基準の新しいテニスコートの発信を行うとともに、関係団体など一層連携を図りまして、開催支援に万全を期してまいります。

今後とも、本県の優れたスポーツ環境を最大限に活用し、スポーツキャンプや合宿、大規模スポーツ大会、そして大型イベントの誘致等にしっかり取り組んでいきまして、スポーツを核とした地域経済の活性化を推進してまいりたいと考えております。

それでは、本議会で御審議いただきます商工

観光労働部所管の議案等について、その概要を御説明いたします。

着座にて御説明させていただきます。

商工建設常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

まず、1の予算議案であります。新規事業等を含みます議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」や3つの特別会計補正予算について御説明させていただくほか、2の報告事項としまして、損害賠償額を定めたことについて御説明させていただきます。

それでは、3ページをお願いいたします。

商工観光労働部の補正予算額について、表にまとめております。

今回の補正予算は、事業費の確定に伴う減額補正や国の重点支援地方交付金を活用した物価高等への対策として、来年度に繰り越して実施する事業に要する経費等について予算を計上したところです。

一般会計の補正額は、表の2段目、一般会計の行、左から3列目の補正額の欄にありますとおり20億3,402万8,000円の増額でございます。

次に、特別会計の補正額は、表の下から3段目、特別会計の行、左から3列目の補正額の欄にありますとおり6,506万8,000円の増額でございます。

この結果、商工観光労働部全体の補正額は、表の1段目、商工観光労働部の行、左から3列目の補正額の欄にありますとおり20億9,909万6,000円の増額となり、補正前の額501億840万7,000円から今回の補正額を加えた補正後の額は522億750万3,000円となります。

詳細につきましては、この後、担当課長から御説明させていただきます。

○内田委員長 次に、予算議案についての説明

を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○河村商工政策課長 資料の4ページを御覧ください。

議案第45号「令和7年度宮崎県一般会計補正予算(第8号)」について御説明いたします。

補正額につきましては、一番上の商工政策課計の左から3列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして28億4,241万2,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補正後の額は、同じ行の右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり392億9,859万4,000円となります。

補正額の内訳ですが、一般会計が上から2番目の行、左から3列目のとおり29億2,358万7,000円の減額。

次の5ページになりますが、特別会計につきましては、同じく上の段、左から3列目のとおり8,117万5,000円の増額となっております。

続きまして、主な内容について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

(目)の上から3番目、(目)商業振興費のうち、(事項)中小企業金融対策費、補正額が33億4,353万1,000円の減額でございます。

このうち、まず右から2列目の説明及び事業名欄のうち、1、中小企業融資制度貸付金の32億9,605万9,000円の減額です。

こちらにつきましては、県融資制度の運用におきまして、金融機関が融資を行う際の原資の一部として金融機関に貸付けを行うものでございますが、融資残高が見込みを下回ったことから減額をするものでございます。

その下、2、中小企業金融円滑化補助金の3,855万7,000円の減額です。

こちらにつきましては、中小企業が貸付けを受ける際に、信用保証協会に支払う保証料について、事業者側の負担を軽減するため、保証料の一部を信用保証協会へ補助するものでございますが、事業者が金融機関への返済が進んだこと等により、保証債務残高が見込みを下回ったことにより減額をするものでございます。

その下、3、信用保証協会損失補償金の909万1,000円の減額につきましては、県の融資制度におきまして、信用保証協会が代位弁済を行ったことにより、生じた損失の一部を県が補償するものでございますが、代位弁済の金額が見込みを下回ったことから減額を行うものでございます。

続きまして、(事項)の一番下の欄、中小・小規模事業者対策費につきまして、4億5,234万1,000円の増額であります。

主なものといたしまして、説明及び事業名の一番下の欄ですが、2の改善事業「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」4億5,284万7,000円の増額となっており、詳細については、後ほど事業概要説明資料で説明いたします。

7ページを御覧ください。

一番上の(事項)地域経済活性化支援事業費につきまして1,034万7,000円の減額でございます。このうち、説明及び事業名欄の1「プロフェッショナル人材戦略拠点事業」の544万3,000円の減額となっております。

こちらにつきましては、プロフェッショナル人材のうち副業、兼業人材を活用する企業に対し、一部補助を行っているものについて、補助金の申請額が見込みを下回ったこと等により減額するものでございます。

次に、3「中小企業再生支援強化事業」につきましては219万7,000円の増額でございます。

こちらの事業は、県内中小企業の経営改善計画及び再生計画に係る調査、策定に要する経費を一部補助し、早期の計画策定を支援するものでございます。

(1)は、今年度の事業につきまして、補助金の交付申請額が見込みを下回ったことにより1,280万3,000円を減額するものでございます。

その下の段の(2)「中小企業再生支援強化事業(物価高騰対策)」の1,500万円の増額につきましては、同内容の事業について、今回、国の重点交付金を活用して計上したもので、全額を令和8年度に繰り越して実施することとしております。

追加補正事業の詳細につきまして、御説明をいたします。

8ページを御覧ください。

改善事業「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」でございます。

予算額につきましては4億5,284万7,000円、財源につきましては、国庫(重点交付金)でございます。

事業の目的ですが、物価高騰等で厳しい経営環境に置かれております県内中小企業・小規模事業者に対し、生産性向上等のための投資や経営力強化を支援することにより、「稼ぐ力」を備えた事業者の増加を促進するものでございます。

事業の概要について説明いたします。

(1)事業内容の①「生産性向上等のための投資等支援事業」につきましては、県内事業者が、商工団体等の伴走支援を受けながら「稼ぐ力」の強化を目的として、生産性向上のために行う設備投資、販路開拓等に取り組むための経

費を補助することとしております。

補助率は3分の2以内、上限額は50万円、または優良な取組に対しては100万円という形にしております。

なお、米印の1つ目に記載しておりますとおり、実績報告時までに事業場内最低賃金を5%以上引き上げた赤字事業者については、補助率を4分の3以内にかさ上げするほか、米印の2つ目にありますとおり、パートナーシップ構築宣言事業者に対しましては、別途10万円を上乗せして支給する形にしております。

また、②「専門家による経営力強化支援事業」でございますが、経営力強化等に向けたセミナーの開催や専門家派遣に要する経費を補助することとしております。

(3)の成果指標につきましては、本事業を活用し、前年同月と比較して売上高が5%以上増加した事業者数を採択者の3分の2以上とするとともに、実績報告時までに事業場内最低賃金を5%以上引き上げた事業者数を採択者数の2分の1以上とすることを目標としております。

9ページを御覧ください。

ただいま御説明いたしました「県内事業者の「稼ぐ力」強化支援事業」及び先ほど言及いたしました「中小企業再生支援強化事業（物価高騰対策）」の事業期間につきましては、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することから、来年度へ繰り越した上で実施することとしております。

また、上から2つ目の「物価高対応プレミアム付商品券等発行事業」につきましては、令和7年度11月追加補正で措置した事業でございますが、事業主体である市町村において事業が繰越しとなることから、併せて来年度への繰越しをお願いしているものでございます。

10ページを御覧ください。

続きまして、小規模企業者等設備導入資金特別会計について御説明いたします。

一番上の（事項）小規模企業者等設備導入事業助成費につきまして8,776万円の増額でございます。

こちら右から2列目の説明及び事業名にありますとおり、主なものといたしましては、1、貸付事業の9,445万1,000円の増額となっております。

こちらにつきましては、前年度の繰越金や貸付原資の執行残が確定したこと等によりまして、今年度の貸付原資となります歳入が増加することから、その見合い分を増額するものでございます。

その下の（事項）元金を御覧ください。

658万5,000円の減額でございます。

1、高度化資金借入金元金償還の658万5,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、中小企業基盤整備機構から借り入れた貸付原資の償還につきまして、高度化資金借受者の条件変更が発生したこと等に伴い、減額するものでございます。

**○徳地企業振興課長** 常任委員会資料11ページを御覧ください。

当課の補正額は、表の左から3列目、補正額の欄にありますとおり3億4,724万8,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目、補正後の額は21億9,514万1,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

まず、上から3つ目の（目）工鉦業振興費、（事項）新事業・新分野進出支援事業費385万3,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明及び事業名欄にあります1「宮崎県産業振興機構創業支援等事業」142万7,000円の減額です。

これは、県産業振興機構の業務管理に要する経費を補助するものでございますが、県産業振興機構が実施した執務室の環境整備等に要する費用について見込みを下回ったことに伴い、減額するものでございます。

次にその下の2「イノベーション共創促進事業」107万1,000円の減額です。

これは、新技術開発・新事業創出のため、産学官グループ等による研究開発を支援するものでございますが、補助金の活用が見込みを下回ったことなどに伴い、減額するものであります。

次に、(事項)技術振興対策費377万7,000円の減額であります。

これは、工業技術センター及び食品開発センターにおける職務発明に係る特許出願料や弁理士への相談等に要する経費が見込みを下回ったことなどに伴い、減額するものであります。

次に、一番下の(事項)産業集積対策費5億675万2,000円の増額であります。

国の補正予算等に伴う増額であり、説明及び事業名欄の2「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」3億7,698万7,000円の増額、9「特別高圧電気料金激変緩和事業」1億3,914万2,000円の増額でございます。

この2つにつきましては、後ほど事業説明概要資料で御説明いたします。

次に6「医療関連機器産業成長促進事業」569万6,000円の減額であります。

これは、県内企業が行う医療関連機器の開発・改良に必要な経費などの支援について補助金の活用が見込みを下回ったこと、また、県外

展示会等の出展について見積り合わせ等の結果、経費を節減できたことに伴い、減額するものでございます。

続いて、13ページを御覧ください。

(目)工業試験場費の一番上の段、(事項)工業技術センター総務管理費1億168万円の減額であります。

主なものとして、説明及び事業名欄1の工業技術センター運営管理費3,981万2,000円の減額であります。

これは、工業技術センター及び食品開発センターの運営管理等に要する経費でございますが、施設のLED照明や設備更新工事等の施設改修に要する経費につきまして、入札等により生じた執行残を減額するものでございます。

次に、6「設備整備事業」6,158万5,000円の減額であります。

これは、地方自治体が施行する競輪やオートレースの売上げの一部を活用し、公設試験研究機関等の機器整備等を行う公益財団法人JKAA——日本競輪オートレースの補助金による「設備整備事業」でございます。

工業技術センターの機器整備として、本年度4件申請しておりましたが、1件のみの採択となり、補助金の採択額が決定したことに伴い、減額するものでございます。

次に、その1つ下、(事項)工業技術研究開発費744万3,000円の減額、一番下の(事項)食品開発センター研究開発費547万7,000円の減額につきましては、両センターの受託研究事業費が確定したことに伴い、減額するものでございます。

それでは今回、国の重点支援交付金を活用して増額補正をお願いしております2つの事業について御説明をいたします。

14ページを御覧ください。

まず、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」でございますが、予算額は3億7,698万7,000円、財源は国の重点交付金となります。

事業の目的ですが、物価高騰等の影響を受けている製造事業者の、省力化や自動化などの生産設備の改修や先端技術への投資経費の一部を支援するものでございます。

この事業は、令和5年6月補正から今回で5回目の実施となり、直近では、昨年の2月補正にて予算を計上したところでございます。

事業の概要にありますように、対象事業として、県内製造事業者が行う、省エネルギー、省コスト化につながる設備改修や生産ラインの自動化といった生産プロセスの改善のほか、将来的な事業の新展開を見据えた設備改善につきまして、その経費の一部を支援するものでございます。

補助率は2分の1以内、補助上限は1,500万円で、県が企業へ直接補助いたします。

成果指標につきましては、企業1社の補助上限が1,500万円であることから、予算額から25社以上の支援を想定しております。

その25社の約6割の15社以上が事業の実施により、付加価値額を年率平均3%以上増額させることを指標としております。

次に、15ページを御覧ください。

「特別高圧電気料金激変緩和事業」でございます。

予算額は1億3,914万2,000円、財源は国の重点交付金となります。

この事業も令和5年6月補正から今回で6回目の実施となり、直近では、昨年の9月補正にて予算を計上したところでございます。

事業目的は、電気料金が高騰する中、特別高圧電力を受電する中小企業等の電気料金の一部を支援することで負担軽減を図るものでございます。

16ページを御覧ください。

電気需要につきましては、表にありますとおり、一般家庭などの低圧電力、工場やオフィス等の高圧電力、大規模な工場等が利用する特別高圧電力に分かれております。

これまでも低圧及び高圧電力の利用者には、国が電力会社に一定額を補助することで負担軽減を図っておりますが、この対象とならない特別高圧電力につきましては、各都道府県が事業者を支援するよう、国も推奨していることから、今回、特別高圧電力を受電する中小企業等を支援するものでございます。

15ページにお戻りください。

事業内容でございますが、県内に事業所を有する特別高圧電力を受電する中小企業等に対して、現在、国が今年の1月から3月まで3か月分の支援を実施していることに準じまして、補助対象期間を令和8年1月使用分から3月使用分としております。

補助額については、令和8年1月及び2月使用分が1キロワットアワー当たり1.2円以内、令和8年3月使用分が1キロワットアワー当たり0.4円以内としており、従来の支援内容と同様、高圧契約の利用者に対する支援額の半額程度に単価を設定しております。

(2) 事業の仕組みは、県からの直接補助であり、(3) 成果指標も前回同様、本事業が負担軽減につながったと回答する企業の割合100%としております。

続きまして、17ページを御覧ください。

繰越明許費の追加についてです。

先ほど御説明いたしました、表の上から2段目の「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援事業」3億7,698万7,000円、そしてその1つ下の「特別高圧電気料金激変緩和事業」1億3,914万2,000円につきましては、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することから、令和8年度への繰越しをお願いするものでございます。

**○湯浅雇用労働政策課長** 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の18ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、左から3列目の補正額の欄にありますとおり26億7,046万9,000円の増額をお願いしております。

その結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄のとおり42億9,666万1,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

(目) 労働教育費の2番目、(事項) 働きやすい職場環境づくり整備事業費について29億1,518万2,000円の増額であります。

これは、説明及び事業名の欄の3「働きやすい職場「ひなたの極」強化事業」のうち、奨励金の給付実績に伴う減額や、4の新規事業「最低賃金引上げ対応緊急支援事業」などに伴うものであります。

この新規事業につきましては、後ほど、事業概要説明資料で御説明いたします。

次に、20ページを御覧ください。

(目) 職業訓練総務費の上から3番目の(事項) 認定職業訓練費について1,102万1,000円の減額であります。

これは、説明及び事業名の欄の1、認定職業

訓練助成事業費補助金の分となります。

この事業は、認定職業訓練を行う職業訓練法人等に対して運営費等を補助するものですが、開講コース数の減などにより、国庫補助決定額が減額となったことに伴うものであります。

次に、21ページを御覧ください。

(目) 職業訓練校費の(事項) 県立産業技術専門校費について2億508万円の減額であります。

主なものとしましては、説明及び事業名の欄の9「離職者等訓練事業」に係る1億3,053万円の減額になります。

これは、離職者の再就職に向けた各種職業訓練の実施に当たり、対象者が見込みを下回り、国庫補助決定額が減額となったことに伴うものであります。

それでは、新規事業の詳細につきまして御説明いたします。

22ページを御覧ください。

新規事業「最低賃金引上げ対応緊急支援事業」です。

予算額は29億1,779万4,000円、財源は国庫(重点交付金)であります。

この事業は、事業の目的にありますとおり、令和7年度の最低賃金の大幅な引上げに対応した県内中小企業等に支援金を支給することで、企業等における経営への影響を緩和するとともに、雇用維持を促進するものであります。

事業内容ですが、賃上げ対応緊急支援金として、中小企業等が従業員の賃上げを行った場合に、従業員1人当たり7万円、1事業者当たり最大50人分の支援金を支給することとしております。

対象としましては、令和7年3月31日時点において、時給1,022円以下で働く従業員の賃金を最低賃金適用日の令和7年11月16日までに時給

1,023円以上に引き上げた事業所としております。

成果指標ですが、年間4万人を支援し、県内中小企業等の持続的な賃上げ実現を目標としております。

次に、繰越明許費の追加について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

先ほど、御説明いたしました「最低賃金引上げ対応緊急支援事業」につきましては、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することにより繰り越すものであります。

また、その下の「県立産業技術専門校施設管理事業」につきましては、県立産業技術専門校高鍋校における受変電設備の更新を行う工事において、変圧器の調達が遅れること等が見込まれることから、令和8年度へ繰り越す必要が生じたものであります。

**○今村企業立地推進局長** 当課の2月補正予算について御説明します。

委員会資料の24ページを御覧ください。

当課の補正予算額は1億488万7,000円の減額をお願いしております。

その結果、右から3列目の補正後の額は10億2,908万3,000円となります。

それでは、補正の主な内容について御説明します。

委員会資料の25ページを御覧ください。

2つ目の(目)工鉦業振興費の2段目(事項)立地企業フォローアップ対策費1億1,500万円の減額であります。

これは、立地企業の新規雇用や設備投資などの実績に応じて補助する企業立地促進補助金について、令和7年度に補助金の申請を予定していた企業のうち、一部の企業が年度内の申請を見送ったことや新規雇用などの実績が当初の見

込みを下回ったこと等に伴う補正であります。

次に、当課の繰越明許費の追加について御説明します。

資料の26ページを御覧ください。

「半導体関連企業誘致加速化事業」につきまして、これは市町村が行う半導体関連企業等の誘致を目的とした工業団地の整備に要する経費の一部を補助するものであります。こちらについて、事業主体である市町村において事業が繰越しになることにより繰り越すものであります。

**○矢越観光推進課長** 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の27ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、ページ1番上の行、左から3列目の補正額の欄にありますとおり、一般会計と特別会計を合わせまして18億8,306万7,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の欄にありますとおり34億9,912万9,000円となります。

このうち、一般会計につきましては、補正額は18億9,917万4,000円の増額で、補正後の額は33億5,860万円となっております。

また、中ほどにあります特別会計につきましては、補正額は1,610万7,000円の減額で、補正後の額は1億4,052万9,000円となっております。

主な補正内容ですが、28ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)県営宿泊休養施設改善対策費1,293万6,000円の減額であります。

これは、県営国民宿舎特別会計で実施する国民宿舎の改修などを行うための繰出金であります。えびの高原荘運営費のうち、火山活動等の影響による収入減少補填補助金の減額や、特

別会計内での前年度からの繰越金が見込みを上回ったこと等により、一般会計繰出金が見込みを下回ったため、減額するものであります。

次に、その2つ下の(事項)観光交流基盤整備費1億2,719万4,000円の増額であります。

主なものとしまして、説明及び事業名欄の1「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」1億2,783万4,000円の増額であります。

こちらは、令和7年度当初予算で計上し、宿泊施設のDX設備の導入やサービス向上につながる施設改修等への支援を行っているものであります。物価高等に苦しむ宿泊施設を支援するため、国の重点交付金を活用し、増額するものであります。

次に、2つ下の(事項)国内観光宣伝事業費16億4,666万8,000円の増額であります。

主な補正理由は、1の「教育旅行誘致・定着促進事業」において、本県で教育旅行を実施する学校に対し、貸切りバスの借上げ費用等を助成する「みやざき学び旅促進事業」が見込みを下回ったことによる執行残を減額するもののほか、3の新規事業「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料にて御説明いたします。

次の(事項)国際観光宣伝事業費1億5,680万円の増額であります。

これは、1の「みやざきインバウンド誘客回復・強化事業」において、7月に日本で大災害が起きるといふ、うわさの影響などで、隣県空港の直行便が欠航・運休したことにより、本県を含む旅行商品の造成・販売等を行う現地旅行会社への支援に係る経費等が見込みを下回ったことによる減額や、3の「インバウンド向け二次交通対策強化事業」において、外国人観光客専用の県内周遊バス、デジタルチケットの販売

枚数が想定見込みを下回ることに伴う減額のほか、2の新規事業「インバウンド誘客促進・消費拡大事業」につきましては、後ほど事業概要説明資料にて御説明いたします。

29ページを御覧ください。

新規事業「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」についてであります。

予算額は、16億5,746万8,000円で、財源は国庫(重点交付金)であります。

事業の目的であります。物価高の影響を受けている観光関連事業者を支援するため、宿泊割引や観光施設等で利用可能なデジタルクーポン付与により、滞在型観光を促進するものであります。

事業の概要であります。宿泊料金の30%、上限3,000円の宿泊割引や県内観光施設等で利用可能な3,000円分のデジタルクーポン付与、平日の宿泊利用を促進するプレゼントキャンペーンを実施するほか、旅行会社に魅力的な旅行商品を造成してもらうための助成事業に取り組んでまいります。

実施期間は、令和8年6月から1月の間を予定しており、本県の観光需要が落ち込む閑散期対策としても取り組むものであります。

成果指標ですが、この事業の実施による延べ宿泊者数を23万人、最終成果として、年間の延べ宿泊者数を現状の361万人から460万人まで引き上げることを目標としています。

30ページを御覧ください。

新規事業「インバウンド誘客促進・消費拡大事業」についてであります。

予算額は1億6,780万円で、財源は国庫(重点交付金)であります。

事業の目的であります。物価高騰の影響を受けている観光事業者等を支援するため、イン

バウンズの誘客促進及び消費拡大対策を実施し、外国人延べ宿泊者数等を増加させるものであります。

事業の概要であります。外国人観光客の多くが利用する海外オンライントラベルエージェンシーやSNS、現地メディアを活用したプロモーションを実施するほか、隣県の鹿児島県や熊本県からの周遊対策、外国人観光客が本県に訪れた際の消費額の拡大対策に取り組むものであります。

成果指標ですが、外国人延べ宿泊者数を現状の21万3,000人から36万人まで引き上げることを目標としております。

31ページを御覧ください。

先ほど、御説明いたしました「宿泊業の生産性・サービス向上支援事業」、「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」、「インバウンド誘客促進・消費拡大事業」の事業期間につきましては、いずれも令和7年度としておりますが、国の補正予算の関係により事業実施期間が不足しますことから、来年度へ繰り越した上で実施することとしております。

次に、特別会計についてであります。

32ページを御覧ください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計であります。

(事項) スポーツレクリエーション施設元金89万5,000円の減額、(事項) スポーツレクリエーション施設利子19万3,000円の減額で、いずれもアイススケート場製氷車倉庫建設工事の繰越しに伴い、公営企業債の借入れを延期したことによる起債償還金の減であります。

次に、33ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計であります。

主な補正内容は、(事項) 国民宿舎「えびの

高原荘」運営費の1,457万2,000円の減額で、これは、1の施設維持費で実施予定であった、照明LED化工事を機器リース方式に変更したことに伴う減額のほか、3の火山活動の影響等による県道通行止めの際に、指定管理者へ支払う収入減少補填補助金の実績に伴う減額であります。

**○渡邊スポーツランド推進課長** 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の34ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一番上の行、左から3列目の補正額の欄にありますとおり6,211万7,000円の増額補正をお願いしております。

この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますとおり8億5,675万9,000円となります。

主な補正内容ですが、35ページを御覧ください。

上から2行目、(事項) スポーツランドみやざき推進事業費5,700万8,000円の増額であります。

主なものとしまして、説明及び事業名欄の3、新規事業「スポーツランドみやざき誘客対策事業」については、後ほど、事業概要説明資料にて御説明いたします。

次に、4の「スポーツランドみやざき全県展開事業」1,200万円の減額であります。

こちらは、大規模イベントや国内外の代表合宿の受入れに伴う支援を行うものであります。大規模イベント等に要する経費が見込みを下回ったこと等による執行残を減額するものであります。

次に、6の「市町村スポーツ施設等整備強化事業」1,300万円の減額であります。

こちらは、市町村が実施するスポーツキャン

プ・合宿の受入施設等の環境整備に要する経費の補助となりますが、市町村での整備年度の変更や入札残により減額するものであります。

36ページを御覧ください。

新規事業「スポーツランドみやぎき誘客対策事業」についてであります。

予算額は、1億165万円で、財源は国の重点交付金となります。

事業の目的であります。物価高騰等により影響を受けている事業者を支援するため、春季キャンプシーズン以外の4月～12月の期間の大会等の誘致やアマチュアスポーツ合宿の誘致に重点的に取り組むものでございます。

事業の概要についてですが、事業内容は(1)の①に記載のとおり、県内の宿泊施設を利用して、本県でスポーツ競技に関する大会等を主催する団体へ補助する事業と、(1)の②に記載のとおり、本県で合宿を実施する県外のアマチュアスポーツ団体等の宿泊費用やバス借上げ経費等を補助する事業を実施いたします。

(3)の成果指標ですが、この事業の実施により、令和8年度の観光入込客数1,650万人回、県外からのキャンプ・合宿の延べ参加者数25万人を目指すこととしております。

次に、37ページを御覧ください。

1段目の「木崎浜サーフィン環境整備事業」です。

当事業は、今年度の6月補正事業であり、木崎浜へのアクセス道路やサーフィンセンターの駐車場整備のための設計を行っておりますが、隣接する保安林との境界の確認等に時間を要したことから、一部を令和8年度へ繰り越す必要が生じたものであります。

2段目の「スポーツランドみやぎき誘客対策事業」につきましては、先ほど御説明しました

事業で、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することから、翌年度へ繰り越した上で実施することとしております。

最後に、3段目の「屋外型トレーニングセンター環境整備事業」ですが、この事業は、トレーニングセンターの東屋や観客席設置等の整備を行っておりますが、観客席設置等について資材の調達が遅れたことから、一部を令和8年度へ繰り越す必要が生じたものであります。

○牧国際・経済交流課長 委員会資料の38ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、ページ1番上の行、左から3列目の補正額のとおり8,349万4,000円の増額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の額は10億3,213万6,000円となります。

補正の主な内容を説明いたします。

資料の39ページを御覧ください。

まず1つ目の(事項)国際交流推進事業費879万9,000円の減額であります。

主なものとしまして、説明及び事業名欄の3「「世界とのつながり」強化推進事業」728万3,000円の減額であります。これは主に海外から各分野のキーパーソンの招聘にかかる旅費などの事務費が、見込みを下回ったことにより減額するものであります。

次の(事項)海外技術協力費371万9,000円の減額であります。説明及び事業名欄の1「世界との絆、国際協力推進事業」の減額であります。留学希望者にかかる旅費や受入先への補助金などの経費が見込みを下回ったことにより減額するものであります。

次に、事項名の欄、上から4つ目の(事項)県産品販路拡大推進事業費1億2,949万円の増額であります。

説明及び事業名欄の1「県産品振興事業」389万7,000円の増額であります。これは東京のアンテナショップ「新宿みやざき館KONNE」の施設維持管理費であります。水道光熱費の増額により必要経費を増額するものであります。

次に、その下の2「ふるさと宮崎応援寄附金拡大事業」の3,659万3,000円の増額であります。これはふるさと納税の返礼品に要する事務経費であります。今年度も昨年度に引き続き、寄附に関するポータルサイトや返礼品を増やすなどの取組を行ったことにより、寄附額が増加する見込みであり、それに伴い必要経費を増額するものであります。

次に、その下の3～5の新規事業につきましては、国の重点支援交付金を活用しているものでありまして、事業概要説明資料について御説明いたします。

40ページを御覧ください。新規事業「県産品販路開拓特別支援事業」についてであります。予算額は4,800万円で、財源は国庫（重点交付金）であります。

事業の目的であります。物価高騰の影響を受けている県内事業者の販路開拓を支援するため、バイヤー等が集結する大型展示商談会へ宮崎県ブースを出展し、県産品の認知度向上と事業者の収益改善を図るものであります。

事業の概要であります。大都市圏にて開催される大型展示商談会への出展や、商談会に向けての事業者への伴走支援を行うほか、県産品の紹介パンフレットや動画を作成し、展示商談会等にて活用しながら、効果的な販路拡大活動に取り組むものであります。

成果指標ですが、この事業による大型展示商談会出展事業者数を51社、成約件数を153件とすることを目標としております。

41ページを御覧ください。新規事業「都市圏への「宮崎の食」販路拡大特別支援事業」であります。予算額は2,400万円で、財源は国庫（重点交付金）であります。

事業の目的であります。物価高騰の影響を受けている県内事業者の販路拡大を支援するため、大都市圏の大手百貨店等において、県産品等のプロモーションを実施し、県産品の認知度向上と事業者の収益改善を図るものであります。

事業の概要であります。百貨店等における県産品等のプロモーションとして、国内富裕層やインバウンド、食に関心が高く購買力が非常に強い消費者が多く来店される大都市圏の大手百貨店等において、効果的な販売促進活動に取り組むものであります。

成果指標ですが、この事業による出展及び出品事業者数を延べ136社とすることを目標としております。

42ページを御覧ください。新規事業「本格焼酎プロモーション特別支援事業」であります。予算額は1,700万円で、財源は国庫（重点交付金）であります。

事業の目的であります。加工用米をはじめとする原材料費や資材の高騰の影響を受けている県内事業者を支援するため、県内外におけるプロモーションを強化することで、宮崎の本格焼酎のさらなる販路拡大や認知度向上を図り、事業者の収益改善につなげるものであります。

事業の概要であります。宮崎県酒造組合が実施する、飲食店や卸業者等向けの国内主要都市等での試飲会、商談会等に要する経費の補助を行い、宮崎の本格焼酎のPRに取り組むものであります。

成果指標ですが、宮崎の本格焼酎の課税移出数量を、現状の9万9,000キロリットルから10万

4,000キロリットルに増加させることを目標としております。

43ページを御覧ください。ただいま御説明いたしました、「県産品販路開拓特別支援事業」、「都市圏への「宮崎の食」販路拡大特別支援事業」、「本格焼酎プロモーション特別支援事業」の事業期間につきましては、いずれも令和7年度としておりますが、国の補正予算の関係により、事業実施期間が不足することから、次年度へ繰り越した上で実施することとしております。

**○内田委員長** 執行部の説明が終了いたしました。

これから質疑に入りますが、時間の都合上、御答弁に関しては簡潔明瞭にお願いしたいと思います。質問する側も簡潔明瞭でよろしく願います。

それでは、予算議案について質疑はありませんか。

**○福田委員** 資料8ページをお願いします。

「稼ぐ力」というタイトルの事業となっておりますが、この「稼ぐ力」というのが気になります。例えば、対象が企業だとすると、企業の本質そのものが利益の追求なんですね。企業内で常にそういうことに取り組んでいるのに、今回、「稼ぐ力」として応援するというときに、ここに生産性向上させるとかが書いてありますが、具体的にはどういう形で応援に入られると考えていますか。

**○河村商工政策課長** こちら過年度も類似の事業をさせていただいております。その中の実際の事例といたしましては、何らかの設備投資をいたしまして、例えば、小型の清掃器具を導入して、今まで2人がかりでやっていたものを1人でできるようになったので、営業件数が1日2件とか3件とか増えたとか、食材のブレン

ダーを機械式にして、人がずっとついてなくてもできるようにして、ほかの仕事もできるようにしたとか、そういった生産性を上げるような取組について、実際に補助金にて支援させていただいているような形になります。

**○福田委員** スタイルとしてはどういう時系列といたしますか、入り込みでいかれるのでしょうか。

**○河村商工政策課長** 事業の流れといたしましては、こちらの予算を認めていただいた場合には、4月頭ぐらいから案内させていただいて、恐らく、昨年の例によると5月中には応募を締め切るというような形になるかと思えます。

実際には応募件数の中で審査をいたしまして、その中で事業の実現性であったりとか、中身の精査をさせていただいて、採択させていただくような形になります。

事業期間も1年なので、来年度内に事業を実施していただいて、何か設備投資をする場合には購入していただいて、実際の取組に移るといったような流れになります。

**○福田委員** 事業の概要の②に、経営力強化のためのセミナー実施とありますが、今考えているセミナーはどのような例がありますか。

**○河村商工政策課長** こちら改善事業となっておりますが、今回、この②の部分が昨年度からの追加の部分になっていまして、今想定していますのは、経営力強化のための取組の事例の紹介ですとか、あるいは原価管理もなかなか取組が進んでいない事業者もいると聞いていますので、そういったところの啓発等も含めてやっていきたいと思っています。

現状維持でいいという事業者の割合もそれなりに一定数ありますので、その裾野の拡大という意味で、こういったセミナーもやらせてい

ただきたいと思っています。

**○福田委員** 言葉で並べるよりも、実際に成功した事例、例えば、皆さん御存じだと思うんですが、稲盛和夫さんが入って行ってJALが復活したとか、結局そういったお金の応援よりも、従業員の素質のアップをやるのがこのセミナーじゃないかなと思うんですね。

だから、そういうところで本気になって、もっと具体的に例えば、企業から数名選出してとか、そのくらいしないと1人来たって、ほとんど効果はないですよ。数名くらい来てもらって、そして勉強した後に結果を報告しろとか、そのくらいちょっと突っ込んだ内容でいくべきじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

**○河村商工政策課長** 今回、成果指標の中に売上高の5%以上、3分の2以上という形で設定させていただいてまして、私どもとしては、事業の成果として多くの方が売上げアップですとか、賃金の引上げに成功していただきたいと思っております。

今回、少し問題意識と被る部分として、成功事例について、我々も今まであまりフィードバックをしていなかったというのが正直ございました。令和7年度の、今まさにやっている事業——少しその優良な事例については、特に対象となるのが小規模事業者なので、私どもとしても、同じような人たちがどういった形で成功したのかというのを少し事例としてまとめて、この公募の前にはしっかり公表して、それを知った上でこういう取組をしてほしいというような仕組みは考えています。

**○福田委員** 入り込みが大事だと思います。恐らくどこでも品質管理課とかあるんですけれども、そこに入っていないと、なかなかそこだ

けの止まりになってしまうと思うので、本気でやって突っ込んでほしいなと思います。

**○日高委員** 基本的なところをちょっと言いたかったんです。いつも説明をもらっていますが、先ほど福田委員の質問でもちょっと思ったんですけれども、皆さんが説明すれば説明するほど、逆に分からなくなるんですよ。

先ほど言ったように、「稼ぐ力」の強化、いわゆるこの設備投資がありますよね。また、ものづくりの物価高騰のための設備等の支援とか、頭がごちゃごちゃになります。とにかく部や課で分かって、課の横のつながりというか、じゃあこの、ものづくりの企業の物価高騰の設備等の支援を受けたら、逆に商工政策課の「稼ぐ力」の支援も同時に受けていいんですかとかですね。

やっぱり概要が見えない、イメージができない。説明を聞いても、ああなるほど、こういう企業がこういう形でこういうのを使うんだっていうイメージができない。

**○児玉商工観光労働部長** 失礼しました。簡潔に申し上げますと、先ほど商工政策課長のほうが御説明したものについては、対象が県内の中小企業とか、小規模事業者が大体メインになるのかなと思ってまして、補助上限額と見ていただくと、50万円とか100万円なんですね。もう一つ、日高委員の方から御紹介のございました、ものづくりのほうなのですが、こちらについては、補助上限1,500万円ということで、より大きな設備投資等を行うような場合という形になります。

対象のそれぞれ規模がありますので、それに合わせた事業構築を図ったというところがございます。今後、説明に当たりましたら、その辺も簡潔に御説明したいと思います。

○日高委員 それは分かるんです。でも結局、1億円の設備投資をやりたいたした時に、そんな中でもやっぱり補助額が100万円ぐらいしかないとか150万円しかないけれども、やっぱり補助があれば取りに行きますよねっていう話なんです。規模に合わせた補助金というのは、それはそちら側が考えることであって、企業側は、やっぱりこういう事業なんかを、どううまく伝えていくかで、分かりやすい企業とか、この辺はずっとなるほどねって見ている企業とか、こういう事業があるのを知らないなという企業も当然出てくるわけであって。

だから言ったように、フィードバックができてない。事業を立ち上げる、立ち上げて実行に移す、最終的にどういう成果、効果があったかというところが、商工観光労働部だけじゃないんですよ。県全体でフィードバックが取れてない、つながっていけないというのは見受けられるんです。

○児玉商工観光労働部長 日高委員から大変重要な御視点から御指摘をいただいたと思います。

県におきましては、先ほど申し上げました中小企業、小規模事業者がメインになるような事業、また、ものづくりについては、それよりもやや規模の大きいところの中小企業とかが対象になるかと思うんですけれども、国のほうにおきましても、中小企業の省力化の投資支援の取組をやっています。こちらは、より規模が大きいもの、最大で、例えば1億円とか、そういったものもございます。

ただ、それぞれに補助割合というものがございまして。ということは、それぞれの事業者において負担すべき部分がございまして、それぞれの事業者様が御用意できる資金に応じたメニューを選択していただくのがよろしいかと

思っております。その内容につきまして、しっかり事業者の皆様に分かりやすく周知を図っていくことが大事だと思いますので、商工会や商工会議所、また工業会等を通じまして、しっかりその内容については周知を図ってまいりたいと考えております。

○日高委員 ぜひ、そういう形でお願いしたいと思います。そして、課長が言ったように、この「稼ぐ力」は2年目だと、いわゆる改善事業だと、②の専門家による経営強化支援を入れたということです。

ということは、①の生産性向上でこれだけ予算が明確に出ているわけで、やはり予算をつける前のところで、ある程度、来年度はこういう企業がピックアップできるねということも、前年度があったわけですから当然押さえられると思うんですよ。

そういうところもしっかりと前年度からつながって、この事業を継続して補助金をこれぐらいに上げて、執行もしっかりやっというところの組立てはできているのかなというところを、これをやってみたはいいが、減額ではいけないと思う。その辺ってやはり考えてやるわけですね。

○河村商工政策課長 当然、この類似の事業をやっている場合には、前年度、あるいは当年度の事業実績というのを考慮しつつ、改善するべきところは改善してやっております。先ほどの質問に関連すると、例えば①の補助額についても、今回予算規模も大きくしております。それは、昨年度の実際の申請数等を考慮しまして、それに対して十分対応できるような件数を採択できるように予算を組んだというところがございます。

○日高委員 基本的なことを聞きました。

○内田委員長 関連でありますか。

○福田委員 今、お話を聞いていて、中小企業よりも小規模事業者が対象の内容と聞いたんですけれども、例えば小規模事業者でクレーンを使って物をいろいろ積んだりしているところは、フォークリフトのほうが絶対効率いいですよね。そういうのでフォークリフトを申請するというのは何%か支援してもらえそうなシステムなんですか。

○河村商工政策課長 個別のケースになりますけれども、こういった生産性向上に資するという形で、当然ながらフォークリフトの導入はそうなると思いますので、対象にはなり得るとは考えております。

○内田委員長 関連ないですか。では、そのほかで。

○坂本委員 3つほどありますけれどもいいですか。順番に申し上げます。資料6ページの中小企業融資制度貸付金の執行残についてちょっとお伺いしたいんですが、御説明では融資が予定を下回ったということで、金額は決して小さくなく32億9,600万円という執行残。念のため令和6年度の分も見ましたが、昨年度が8億8,000万円ぐらいということで、たまたま昨年度が低かったのか、ここについて御説明いただけますか。

○長谷川経営金融支援室長 この事業ですけれども、当年度の新規貸付分と過年度の貸付分について、その原資の一部を金融機関に預託しているというものでございます。

です。昨年度といたしますか、コロナのときに、相当程度のコロナ関連の融資で、過年度融資が積み上がっているということがございまして、どんどん繰上償還等が進む関係上、このような形で減額させていただいているというこ

とでございます。

○坂本委員 ということは、毎年30億円程度、執行残が残るという前提でやっているかと理解していいんですか。

○長谷川経営金融支援室長 当該年度の予算積算に当たりましては、これまでの既存の分は、ある程度、実績を踏まえ、そして新規の分も、例えば今年度の新規の融資の実績を踏まえて、翌年度予算を組むんですけれども、やはりコロナのときに相当程度融資の残高が増えておりますので、その償還が予想以上に進んでしまいますと、どうしても予算との乖離が大きくなってしまうということは生じてしまいます。

○坂本委員 分かりました。お聞きしたかったのは、執行残なので、見込みの制度の話とか、それから国のほかの制度のほうが有利だとか、そういった背景があるのかなと思ったものから、お伺いしました。

○長谷川経営金融支援室長 確かに県の融資制度以外にも、国の、例えば商工中金であったり、そういう政府系金融機関の融資制度もございまして。そしてさらに民間の金融機関のプロパー融資もございまして、実際、事業者の方が借り入れる場合には、そのあたりの条件を見ながら、実際には融資を申し込むというような状況があるというふう聞いております。

しかしながら、県といたしましては、可能な限り融資利率も低く抑えて、長期で固定というような借りやすい制度に今後もしていきたいと考えております。

○坂本委員 分かりました。続けていいですか。では、別のところに移ります。

資料29ページの「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」について伺います。

県内宿泊割引及びクーポン付与等の支援とい

うことで16億4,400万円ついていますけれども、それぞれ金額の内訳は分かりますか。県内宿泊割引、デジタルクーポン、平日プレゼントキャンペーンとありますけれども、この16億円の内訳です。

○矢越観光推進課長 宿泊割引の原資の部分が5億7,500万円、クーポンの原資が6億9,000万円、それから景品関係が1,500万円、事務局の運営費が2億5,902万8,000円、プロモーション経費で1億560万円を組んでおります。

○坂本委員 ここについては1点だけ、これまで過去にも宿泊割引キャンペーンって実施されていまして、それで全国的に、便乗値上げと言いますか、何%、何十%割引します、それに合わせて、もともとの宿泊料が上がってしまって、あまりお得感がないというケースがあると聞いてきたんですけれども、宮崎ではそういったケースってのはあまりなかったのでしょうか。

○矢越観光推進課長 直近では昨年度、春旅キャンペーン等々、同じようなキャンペーン事業をさせていただいておりますけれども、委員御指摘のような話は伺っていないところであります。

○坂本委員 ということは、県のほうからも、そういった市場の価格の変動と言いますか、前後で都度、確認しているというように理解しているんですか。

○矢越観光推進課長 市場の価格動向というのは、我々のほうで都度都度、確認しているわけではございませんが、御懸念のようなところの部分については、これまでのキャンペーン等では、話は伺っていないというところでございます。

○坂本委員 コロナのときはかなり下がったので余計感じているのかもしれませんが、

結構全体的にコロナ以降に、宮崎市内もかなり宿泊料が上がっているという、これは肌感覚でありますけれども、そういう感じがするんですね。それで、なおかつ割引キャンペーンがあるということで期待される方も多いと聞くんですけども、思ったよりも下がっていないよねということで、それが、県が今回狙いとしている、宿泊を増加させることにつながるのかなという懸念があります。

○矢越観光推進課長 宿泊料金が実際上がっている部分につきましては、やはり経営上の仕入れ価格、エネルギー高騰関係もございまして、それで我々がアンケートを取ったときに、6割ぐらいのところは価格に一応転嫁していますというところもございました。まだ4割近くのところは逆に言うと価格に転嫁できていない、なかなか値上げができていないというところがあると思います。また、価格に転嫁しているところも、恐らくギリギリのラインでされているところも多いというように考えております。

そういう経営上の売上げに対する厳しい部分もあるでしょうから、県の方でこうしたキャンペーンを実施することによりまして、多くの観光客の方に来ていただいて、売上げをその部分で伸ばしていただいて、物価高騰に対応していただければと考えております。

○坂本委員 分かりました。便乗はないということで理解していいですね。

○矢越観光推進課長 御指摘のようなところも踏まえまして、事業の実施に当たりましては取り組んでまいりたいと思います。

○坂本委員 もう一点だけ。そもそもこの事業が、おっしゃるように物価高騰等で経営圧迫している県内の観光関連企業への支援という目的がありますので、そういう点で、今回の一連の

支援事業は、対象は県内のお客さん、県外のお客さんと分けてないんですか。

○矢越観光推進課長 県内にお泊まりいただく方、県内の宿泊施設を利用していただいた方になりますので、県内外を問わずということになります。

○坂本委員 利用者の側からの視点になりますけれども、割引がなくても来るお客さんっていらっしゃると思うんですね。地元の、県内のお客さんが宮崎県内のホテルに泊まりにくくなっているという印象が、この1、2年ずっとありまして、簡単に言うと、仕事等で領収書が使える方たちはそんなに影響はないけれども、普通にそれまで県内を行き来されて宮崎市内に泊まるというときに、やっぱり宿泊料が上がっていて、なかなか宿泊できない。そういった方たちが多いなという印象があるものですから、この観光事業者の方たちを支援するというところでいうと、また加えて、県内の利用者の方たちのことを考えていくと、今後、県内客に絞ったそういった取組も必要なのかなと思うものですから、ちょっと申し上げたところです。そういった視点というのはあまりないのでしょうか。

○矢越観光推進課長 委員が先ほどおっしゃった、キャンペーンがなくても来られる人がいるという部分につきましては、この事業では、閑散期対策の部分も考えております。ですので、個人のところ、①の実施期間につきましては、10～11月のいわゆる行楽シーズンの部分は外しているというような状況になっております。

そういったところは、恐らく自主的に来てくださる方も多いただろうということで、この事業では実施期間から外しているところでございます。

おっしゃられた県民の方々が、例えば、宿泊

ですとか、そういったところにつきましては、現状、直接利用できる事業というのは、この宿泊旅行需要関係事業を利用していただくのが一番よろしいんですけれども、これ以外でそういう具体的な支援事業があるのかと言われますと、特段準備をしているということではございません。間接的にはいろいろな事業があるかと思っています。

○坂本委員 事業の期間が9月ということで、先ほど話が出ましたひなたフェスがちょうど9月に重なっており、この時期の宿泊施設を見ますと、宮崎市内のビジネスホテルでも10万円を超えているという状態なんですね。それで県外のお客さんで、別に割引がなくても来られるという方たちもかなりたくさんいらっしゃると思います。割引をやる目的というか、そこをもうちょっとはつきりさせるということが必要じゃないかなと思ったものですから、申し上げさせていただきました。

○日高委員 成果指標を見ると、3年間で100万人を目指しているということだと思います。延べ宿泊者数23万人ということで、3年間で69万人。あとの残りの31万人はまた別の、普通に上がっていくだろうということでいいですか。

○矢越観光推進課長 本県の延べ宿泊者数のところでいきますと、令和8年に460万人という成果指標を掲げておりますが、これは観光振興計画を作成したときに掲げている成果指標になります。これをクリアするのはハードルの非常に高いのかと考えております。

先月の末に速報値が出ましたけれども、令和7年の延べ宿泊者数が約387万人となっております。それでいきますと、まだかなり開きがございますので、我々としましては、振興計画に令和8年度に460万人という延べ宿泊者数を掲げて

おりますので、成果指標としてはやはりこれを目標に頑張っていくべきだろうということで、この事業についても成果指標でこの数字を使わせていただいております。

**○日高委員** 100万泊というのは当然目指すべきところであって、例えば今、宮崎県ではハードルが高いけど、他県の伸びからすると本当にハードルが高いのかなと思ったりするんですよ。

先ほどの坂本委員の質問でも、普通にクーポンなんかやらなくても来ますよという、当然それも今、大分コロナ禍からするとそういう時代だったかもしれないけれど、それがどう跳ね返ってくるか。

もうやるんだったら、いってみれば0か100かぐらいの気持ちで、——多分これ結局、他県も同じような感じでやるんでしょう。宮崎県はインバウンド宿泊とかインバウンド消費が九州管内で一番低いですよ。

やるんだったらこれはもう、ほかの県がやっているから宮崎県も一応やっている程度なのかなと。観光振興計画で100万泊が出てくるから、目標としては460万人って、漠然とした事業のような気がするんですけども、何かこれに熱いものって感じられないんですよ。

**○鬼塚観光経済交流局長** 貴重な御指摘ありがとうございます。ここは、成果指標460万人と掲げております。この事業でも、もちろん目指んですけども、そのほかにも、また来週御説明させていただく当初予算のほうにも、今、延べ宿泊者数の課題というのを我々非常に感じておりますので、それを解決すべく事業を構築しておりますので、またそちらのほうでも説明させていただきますが、そういった事業と合わせて、この460万人というものを達成していきたいと考えております。

**○内田委員長** 坂本委員、もう1問あったのではないですか。

**○坂本委員** 資料40ページの「県産品販路開拓特別支援事業」について伺います。

これは、事業のスキームとしては、大型展示商談会に宮崎県のブースを構えて、そこへの参加者を募るという形でしょうか。それとも、各事業者がそれぞれ出展し、そのことに対して補助するというのでしょうか。

**○牧国際・経済交流課長** こちらの事業は、宮崎県でブースを複数広めに取りまして、そちらに参加する事業者を県内事業者から募って、20～30程度を想定しておりますけれども、それを集めて、宮崎県ブースとして商談会に臨みたいというような事業になっております。

**○坂本委員** 展示会とか商談会って、ここにも書いてあるように、福岡とか東京とか大阪など各地で行われます。それぞれに、宮崎県で大きい小間のブースを作って、そこに参加される方を募る、全部そういう形でやるということですか。

**○牧国際・経済交流課長** おっしゃるとおりでございます。単独で出る宮崎県の事業者が非常に少ない現状です。経営的な財力のある企業であれば単独で出られるんですが、中小企業が多い本県では、単独での出展がかなわない事業者が非常に多いので、宮崎県のほうで小間を取りまして、そちらの方で参加する。参加にあたっては初めて出る事業者もいらっしゃるんで、そういった方には伴走支援をしていながら、この展示会商談に臨むというスタイルを取りたいと思っております。

**○坂本委員** 細かい話になりますけれども、事業者に対しての支援の内容というのは、ブースは県で構えますということは、それぞれ出展さ

れる事業者の交通費とか、そういったところの支援というふうに理解していいでしょうか。

**○牧国際・経済交流課長** 事業者の出展にあたっての宿泊料とか、航空機の交通費などは自己負担になりますが、出展にあたってはブースの装飾費といったものに非常にコストがかかります。まず出展料、小間代自体が非常に高額なものですから、そちらを県の方で負担し、宮崎県ブースとしての装飾、より目立つようにとか、目的がはっきりするような装飾、そういったものは県の方で負担して、各事業者はその分、旅費だけで参加できるというような整理しております。

**○坂本委員** 分かりました。ありがとうございます。

**○内田委員長** ほかにないですか。

**○岩切委員** 資料の13ページの工業試験場のお話ですけども、「設備整備事業」でJKAのほうから、1件だけ認められましたというような御報告だったと思います。県内企業支援のための設備を整備していくということで、支援先から認められたかどうかというのは、多少影響すると思うんですけども、認められないものは、しっかりと県で準備しないとイケないんじゃないかなという感想を持ったんですが、そのあたりの考え方をお聞かせください。

**○徳地企業振興課長** まず、基本的にこの公設試験研究機関等の試験機器の整備におけるJKAの補助金といいますのが、補助率が3分の2でございます。簡潔に言いますと、毎年、予算要求の方針として、まずこれを活用して試験機器を整備していく方針ではございます。今おっしゃったように、足りなかった部分をどうするかという部分につきましては、また来年度、準備しなきゃいけないと思われる機器の中から

優先順位をつけて、もう1回このJKAへ補助金の申請をすることにしております。

**○岩切委員** そこですね。だから、4つ欲しいよという話のうち1つ認められたから、じゃあまた来年3つ頑張ろうではなくて、補助は1つしかもらえなかったけれども、残りの3つも必要だから、県費を増額するなり、せめて2つ分ぐらいは県単でも設置しましょうというのが、地元の工業、県内企業支援のために必要なんじゃないかという考え方なんですけれども、その点の考え方をもう一回聞かせてください。

**○徳地企業振興課長** 試験機器は非常に高額で1,000万円以上しますし、大体2,000万円とか3,000万円するものですから、財政課との協議等でも、まずはこの補助率3分の2の有利な事業を使おうという方針で、予算要求時には臨時的にそういったお金を県費からも出さなきゃいけない分ですから、その分は一応確保いただいて、このJKAの補助金の3分の2って非常に有利なものですから、おっしゃることは、県費でできないのかという趣旨だと思うんですけども、まずはこの有利な補助金を活用して整備するとともに、その中から優先度の高いものを申請していているというような状況でございます。

**○岩切委員** 4つ機材が欲しいと、これは多分、単に試験場が欲しいということではなくて、県内企業のためにこの4つの機器が必要だなという判断があって、ただお金がない県なので補助金をもらいながら整備していこうということは分かります。じゃあ1つしか認められなかったの、それはまた来年という在り方でよろしいんですかねということ。その認められなかった3つの設備を期待して、工業試験場を頼る県内企業の存在は、来年に送られるんだろうと思うんですね。

そこのあたりの県内の企業支援というものの力加減というか、それはそういう流れで進んでいくしかないのか、それとも県内企業支援のために、中小企業の支援のために、そういう高価な機材は県が購入してでも支援していこうということはないのかという思いなんですけれども、そのあたりはどうなるのですか。

**○徳地企業振興課長** 機器もそうなんですけれども、先ほども説明した施設の改修等も今、並行してやっております、ただこのJKAの補助金というのはあくまでも競輪とかオートレースの売り上げに左右されるものでもございまして、過去には3,000万円ぐらいとか認められた時期もございまして、基本的には補助金を活用して整備する方向ではございます。

ただ今回こういった御意見をいただいたので、またそこら辺を踏まえて協議はしてまいりたいと思いますけれども、まずは優先的な補助金を活用して整備していくというのが現在の状況でございます。

**○岩切委員** 考え方として県内企業を支援してほしい、そして宮崎県の99%は中小企業でなかなか投資できないので、試験場のほうがしっかりとした機器を持って支えるという発想からすると、その機器に対して補助金がもらえなかったので来年に回しますというのではないほうがいいんじゃないかなという思いを抱いたので、お尋ねいたしました。

やはり、そこは県内企業を支えようという発想から、JKAは認めなかったけれども、ただ落とすのではなく、是非とも補正で残り3分の2もくださいよと、協議をしていくのが流れじゃないかなと思いました。

もう一つ工業試験場のほうで、逆にその他受託研究事業というのが減額されていますが、こ

れは県内の事業所からこれちょっと研究してくださいとか、こんな課題をちょっと調査してくださいというものと理解するんですが、間違いないとすれば、それが相当にお願いがなかったというようなことでしょうか。それとも国などから宮崎県はこの分野を調査して研究してくださいと来るものなのではないでしょうか。

**○徳地企業振興課長** 受託研究事業は、基本的には県内企業との共同研究のときの費用になっていまして、費目としては、大体需用費とか資材購入費とかそこら辺の費用ではございますが、共同研究する場合、企業も一部負担いたします。その研究の内容の金額等により、お互いお金を出して大きい研究をしようとするればその分お金がかかりますし、その研究の金額等によっても、この受託研究事業は、ほぼ需用費の部分でございまして、そこは上下するような状況になってございます。

**○岩切委員** 県内企業との共同研究ということで、県内企業の資金力というか体力が低いときには、なかなか研究開発にお金を使えないという状況が生まれるかと思うんですけれども、工業技術センターの減額が647万円とか、食品開発センターのほうも391万円減額していらっしゃるということは、約1,000万円近い費用を県内企業は払えないという状況なのではないでしょうか。

**○鍋島工業技術センター所長** 受託研究につきまして、共同研究というような形があるんですけれども、昔は300万円、400万円というのもございましたが、最近では10万円、20万円とか、少額なものが多い状況です。委員御指摘のとおり、なかなか費用が出しづらいという面もあろうかと思いますが、ときには大きな契約というのもありますので、このような形で予算のほうは確保させていただいているという状況です。

○岩切委員 工業試験場のほうに県内の中小企業が頼っていらっしゃるという全体的な認識の中で、機材の整備が進まないんだなという思いと、そういう研究すらお願いしづらい環境にあるのかなというようなことを、やっぱり県として深刻に受け止めて、県内企業が一步前進するために、先ほど設備投資の支援だとかありましたけれども、こういう研究開発分野でも安く、そしてまた機材を使っただくというようにしていく必要があるのかなと思ひまして、ちょっと御確認をさせていただきました。全部が減額になっているということは、県内の工業等の事業所の体力が今弱っているのかなという感想を持ちましたので、お尋ねいたしました。

企業振興課長のほうに改めて聞きますけれども、そういうことではなくて、元気ですよということなのですかね。それとも全体的に厳しい状況に今なっているのでしょうか。

○徳地企業振興課長 共同研究に関しては、ほかの事業で産学官の共同研究事業等もごさいます。私も審査員を一部しているんですけども、肌感覚で言いますと、最近の企業は目の前の部分、通常の業務を動かす人材不足等もあって、その分で、応募件数等も4、5年前に比べれば少しずつ減少の傾向があり、共同研究の応募についてもそういった状況ではごさいます。我々としても大学とか、公設試験研究機関の技術を移転していくために、企業さんのほうにはいろんな案内をしたり、訪問をしたりして、共同研究の呼びかけをしているところでごさいます。今、委員のおっしゃった趣旨からすれば、少しずつやっぱり企業の方も共同研究に対するニーズといいますか、応募がそこまで手が回らないとか、優先順位的に回らないというような感覚ではごさいます。

○内田委員長 ほかにありませんか。

○脇谷委員 資料28ページですけれども、6番目の(事項)国内観光宣伝事業費のところ。3番目の「みやざき宿泊旅行需要喚起事業」が16億円ということで、これは、すごくよい、皆さん方が待っていましたというような事業だと思うんですけども、その前の1番の「教育旅行誘致・定着促進事業」が900万円の減額——執行残だと思うんですけども、教育旅行について、なかなか今、話題にはなっていないんですが、子供たちが全国から宮崎県に、特に九州から宮崎県に来てもらいたいという気持ちがあります。この教育旅行についてどのような取組を今後されようとされているのでしょうか。

○矢越観光推進課長 教育旅行につきましては、昨年度、それから一昨年度の実績として、大体7,000~7,500人程度来ていただいております。コロナ禍前は5,000人程度だったと思います。そういう意味では、コロナ禍でたくさんの方々に、特に県内の学校を中心に、本県での教育旅行をしていただいて、それをコロナが明けて、元の教育旅行のコースに戻すところもある中、プラス2,000人くらいで一定程度の底上げ、それから維持して、今、頑張っているというような状況であります。

予算の900万円の減につきましては、どうしても新規校の申請に対応できるように、ある程度、余裕を持って組ませていただいております。というのも、例えば大規模校の申請等があると、結構な助成額になりますので、その分も含めて、なかなか精緻な見込みが立てづらいというものもあり、新規校の申請に対応できるように、当初計画からちょっと多めに見積もっているところは確かにごさいます。

今後の方針ですが、補助金を利用されなくて

も来られるところも半分以上ございます。それは本県の教育プログラムですとか、そういったところをやはり評価いただいているのかなというように感じております。

また、特に台湾ですが、訪日の教育旅行も増えています。ターゲット的には、国内の部分はやはり、セールス活動を通しまして維持、それから新規開拓、もちろん続けていくんですけども、そういった外国——台湾等を中心に訪日の教育旅行、その辺のセールス活動を強めていこうと考えております。

○脇谷委員 今の台湾からの訪日、特に宮崎県といえばサーフィンをしたりするんじゃないかと思うので、体験型の教育旅行をぜひ今後も進めていただきたいし、経費としては、観光宣伝事業ということですから、宣伝にも力を入れていらっしゃると思うんですけども、この宣伝についてはどういった形でやっていらっしゃるのでしょうか。

○矢越観光推進課長 やはり、本県に教育旅行で来ていただいたときに、どのようなものができるかというところ、素材のセールスをさせていただきます。教育旅行のそういう専門の相談会というか、セールスする場があったり、先ほど言いました台湾とかですと個別に訪問をさせていただいたり、そういった活動もしております。

○脇谷委員 分かりました。

○日高委員 「スポーツランドみやざき誘客対策事業」について、やろうとしていることは分からなくもないです。これをひもとくと、大規模イベント、スポーツ競技に関する大会と書いてあるけれども、大規模イベントができるスポーツ競技場なんて宮崎県では都城市ぐらいしかなくて、だってキャパもないわけですからね。

日向市とか延岡市でやるとなると、基本的にこれできないですね。県北では当てはまらない事業かなということと、あと、この事業の仕組みが県観光協会への補助ですが、なぜ市町村ではないんですか。県観光協会に1回預けても、県観光協会に申請なんかしませんよ。

○渡邊スポーツランド推進課長 この事業につきましては、県の観光協会を通じて各団体ですとかチームのほうへ支援するというような内容になっております。

○日高委員 スポーツランドみやざき大会イベント誘致なんか言うと、競技、大規模な大会がないと、これ市とかが手を挙げてやる時が多いですね。こういうのは、市、町だと思えますけれども、やっぱりそれぞれキャンプ誘致も取り組んでいます。それをなんで県の観光協会に一括して預けて、またいろんな——これ大問題ですよ。

○渡邊スポーツランド推進課長 確かに各市町村で行っている部分もございますけれども、県としましても県観光協会を通じて事業を実施しておりまして、特に今、県の観光協会のほうには、ひなたスポーツ観光ステーションという窓口を作っておりますので、その窓口を通じていろいろ展開を行っているところです。

○日高委員 市町村との、こういった全県化とかも入っているんでしょう。通年化、全県化というのは、いわゆるキャンプ以外のときにどうしようかという知恵を練っていかないといけない部分があって、サーフィンも入るのかとかもあったりしましたけれども。

団体が県の観光協会に行き、県の観光協会が、それはよいとか悪いとか、これは補助対象ですよ、対象はこれぐらいですって、結局決めるみたいでしょう。

県から派遣されている職員がいるからそんなことをやるんでしょ。でもこれを進めていけば、県の観光協会となれば、これは、宮崎市のキャンプをこのキャパの中でしっかりここでやっていこうという一つの表れですよ。

だから宮崎市を中心にスポーツランドみやぎをしっかりとやっていくということであればいいと思うんですよ。その全県化ってなってくると、全県ですよ、全県。これは間違いなく当てはまらないですよ。

**○鬼塚観光経済交流局長** キャンプの誘致につきましては、今、課長も申しあげましたけれども、観光協会にワンストップとなる、ひなたスポーツ観光ステーションを設置しています。ここに、あらゆるところから県内でキャンプ合宿をしたいという要望がきますので、各市町村と調整しまして、もちろんグラウンドの調整とか受入れ体制とかあるんですけども、そういったところの調整を全県下でしているということもございまして、その取組については御理解いただければと思います。

**○福田委員** 岩切委員の工業試験場に対する質問でちょっと気になったんですけども。

年々、相談件数も減っているというような回答だったんですけども、そうなんですかね。

**○鍋島工業技術センター所長** はい。

**○福田委員** そうなんです。佐土原に移されたのは宮崎県の中心部だからというところで、宮崎市からあちらに移ったのは、土地の選定の理由だったと思うんですね。それと同時に、当時、先ほどの話を聞いていたら相談という、いかにも試験場のほうは受け身であって、当時は試験場のほうからこういう材料を使ってみませんかと投げて、そこで集中したりとかあったんです。SPGというシラス多孔質ガラスの材料

をいませんかと県内でばらまいてですね。そういうのがどんどん勉強しに行ったんです。そういうように、能動的な動きというのは、取られる計画はないのでしょうか。

**○鍋島工業技術センター所長** 依頼試験ですとか、設備仕様とか、そういった形でセンターのほうにお越しいただくことはございます。また、私たちのほうから企業のほうに出向きまして、何かお困りごとはありませんかというようなことは続けております。

SPGという大きな目玉というのがございました。まずは私たちそういった目玉を作りながら、企業を訪問して、売り込みとかいうこともありますけれども、今も企業が困っていらっしゃいますので、何かお困りごとはございませんかという形で、訪問は続けさせていただきま

**○内田委員長** 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時57分再開

**○内田委員長** 委員会を再開いたします。引き続きどうぞ。

**○山口副委員長** 「みやぎき宿泊旅行需要喚起事業」についてお伺いしたいのですけれども、当該事業期間である6～9月、12～1月における現在の宿泊数、宿泊者数を教えていただけますでしょうか。

**○矢越観光推進課長** 令和元年度の6～9月、それから12～1月につきましては、約198万人。令和7年度でいきますと、6～9月、それから12～1月はこの事業を組み立てるときは、推計値で組んでおりますが、約175万人です。

**○山口副委員長** この事業の実施によって、175万人はどれぐらい伸びたいというのはあるので

すか。

**○矢越観光推進課長** 先ほど、令和元年度の数字を申しましたのは、同じ期間で198万人でございます。今年度の同期間が175万人ですので、差の23万人、これを埋めようということで、成果指標で延べ宿泊者数23万人というのを組みせていただいております。

**○山口副委員長** それであれば、成果指標は175万人を198万人にするというのが、多分、正しい成果指標ではないだろうかと思います。普通に使われるので、ほっといても、この人数でいけば、当該事業の実施で23万人はいくでしょう。事業実施による増加数という形で多分捉えたほうがいい。そういう意図で書かれているんだろうと思いますので、そこはそういう理解でいいですかね。

**○矢越観光推進課長** 委員のおっしゃるとおりです。ありがとうございます。

**○山口副委員長** もう1個、すみません。事業の内訳を答弁いただいたときに、事務局費が約2億円で、プロモーション費が約1億円という答弁があったと思います。直感的に非常にお高いなという印象を受けました。特に事務局費というのは、クーポンの金額であるとか、そういったものに応じて増減があり得るのでしょうか。それとも、同じこういった事業をするのであれば、これぐらいかかるんですよということなのかということと、プロモーションについては、どういったターゲットにして、どこのエリアにやるとか、そういうことの想定があれば教えてください。

**○矢越観光推進課長** 事務局費につきましては、過去の同様なキャンペーンを基に期間ですとか、そういったところを考慮しまして積算をしているところです。プロモーション関係につきまし

ては、今後、事務局もそうですけれども、プロポーザルでさせていただいて、その中でプロモーション関係の具体的な内容については取り組んでいく形になろうかと思います。

**○山口副委員長** ということは、この事業の実施に当たって、事務局及びプロモーションというもので3億円ぐらいのプロポーザルというか、業務委託のものをやるということなんですかね。2億円も人件費がかかるというのは、ちょっとどんな事業なのかという気がするんですけど、OTAとかにクーポンを出すということってそんなにお金がかかるのかなと、ちょっと素人目線で恐縮ですが、非常にお高いと感じてしまうのですけど、何にそんなにかかるんですか。

**○矢越観光推進課長** 16億円の主な内訳を申しますと、先ほどの繰り返しの部分になるかもしれませんが、積算上の話をしますと、県内宿泊割引、クーポン等の支援、これで12億8,000万円になります。これは先ほど言いましたように、割引原資、クーポン原資、キャンペーン経費代等々になります。

それから、キャンペーンにかかる事務費としまして、3億6,400万円になりますが、これはキャンペーン運営事務費で2億5,900万円余。今、副委員長のほうから御指摘いただいているところですが、OTA事務費、旅行会社の事務費、それからクーポンシステムの構築費、一般管理費、消費税等々になります。

それから、プロモーション経費は1億500万円余ということで、これは企画費ですとか制作費、ウェブ、SNSのプロモーション関係の費用、それから、テレビや様々なメディア媒体等に関する費用等々で組みせていただいております。

**○山口副委員長** 今までたくさん同じような事業をやってきていますけれども、何回もシステ

ム構築をして、何回も同じような経費をかけないと、こういう事業ってやれないんですかね。すごく高いと感じてしまいます。ゼロから作っていかなきゃだめなものですか。

**○矢越観光推進課長** システムは新たに組む必要がございます。プロポーザルで受託する事業者が変わるとい部分もあります。それから、先ほど費用の面でいきますと、クーポンの原資に対しまして発行手数料がかかってきますので、その分で事務費のほうがかかっていくということのようでございます。

**○山口副委員長** ちょっと分からないのですが、プロモーションについては特定の会社、民間の力を活用する必要性はすごく感じるころではあるのですけれども、そういうシステム関係といえますか、クーポンの発行関係については、わざわざ業務委託する必要性があるのかどうかというところは非常に疑問を持ってまして、皆さんたちが直接OTAとかと契約をするなり、こういう形でお願いしますということはできないものなのですか。わざわざ1個別の会社にプロポーザルで投げないとどうしてもやれないものなのですか。

**○矢越観光推進課長** すみません。この事業の規模感ですとか、それから事業のノウハウ、それからOTAの関係は複数事業者を使うということもありまして、これらを一括して運営ができるような事務局というところで、その都度プロポーザルをやりまして、受託者を決定しているというところでございます。

**○山口副委員長** 最後にします。こういう事業はずっと皆さんたちやっていらっしゃると思います。何回も多分やっていらっしゃると思いますので、ぜひ庁内にノウハウをためていけるような形というのを作っていただきたい。毎回、

何億円も事務費という形で外に出していくということに対しては、こういう事業をこれからも多分やると思うので、ちょっと違和感があります。皆さんたちがこれだけ発注してやっていくんだから、庁内にも発注者としてノウハウを入れて、自分たちでもできる、それぐらいの体制を構築できるように努力をぜひ始めていただきたいなと思いますので、御検討のほどよろしくをお願いします。答弁はいいです。

**○内田委員長** 委員長代わります。

**○山口副委員長** はい、内田委員長。

**○内田委員長** 資料12ページ、もう簡潔に聞きます。ちょっと心配している点を聞かせていただけます。

医療関連機器産業のところですが、執行残ということで説明がありました。医療産業分野が厳しいというようなことは、これまでも御説明いただいているので十分、分かっています。しかし、今、国のほうがこの先端医療分野を、これからも拡大産業としてしっかりやっていきますよというようなことで、投資の兆候が出てきている中で、人口減少もあり、健康医療産業がこれからも伸びてくるというような、この国の流れに宮崎県が乗れないのではないかなということをちょっと心配しているところです。

この減額の背景と今後の国の動向、今回の国策にもなっているような柱となる医療産業分野を見据えて、今後の方向性というのをお聞かせいただければと思います。

**○加藤先端技術産業推進室長** 資料12ページの「医療関連機器産業成長促進事業」の569万6,000円の減額の背景について、まずお答えいたします。

医療機器の開発につきましては、大変時間がかかると申しますか、人体に関わるものなのです

で、販売するに当たっては国の承認が前提になってまいります。その国の承認を得るために、相当なコストと期間がかかってまいります。

ですので、複数年度にまたがった開発というのが当然のようになっておまして、県が用意しています、その開発に対する補助金につきましては、年度をまたがって取り組む開発については計画的に取り組んでいただいて、毎年同じ開発であっても計画的に、年度ごとに何回も補助申請をしていただいかまわらないというような立てつけになっております。

ただ、やはりその開発が計画どおりに進まないことがございます。ですので、当初にこの開発に取り組むということでスケジュールを立てたとしても、そのとおりに進まないこともございまして、年度によっては見込んだ所要額の申請がなかったとかいうこともございます。そうした複合的な理由がございまして、我々としても予算を見込むのがなかなか難しいということもありますし、事業者の方々からすれば、なかなか自分たちでも開発の進捗を精緻に見込むことが難しいという背景がございます。

それと、今後の医療機器関連産業についてなんですけれども、今、政府のほうで準備されています地域未来戦略のほうで重点17分野とありまして、筆頭に半導体が出ておりましたが、その中に創薬・先端医療というものも1つございます。それに基づいて、各県で知事がクラスターの計画を立てて、重点的に支援していくというスキームが予定されておりますので、そうした制度を活用しながら今後も取り組んでいきたいと考えております。

○内田委員長 わかりました。

○山口副委員長 委員長に交代します。

○内田委員長 それでは、次に報告事項に関す

る説明を求めます。

なお、委員の質疑や執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○矢越観光推進課長 資料の44ページを御覧ください。

専決により損害賠償額を定めたことについて御報告をいたします。

本事案は、県有車両による交通事故の損害賠償であります。昨年7月、観光推進課の職員が運転する公用車が赤信号のため停車し、助手席に積載していた荷物が倒れたため、当該荷物を座席に戻そうとしたところ、ブレーキペダルから足が離れ、前方に停車していた相手方車両の後部に接触し、当該車両を損傷したものでございます。事故原因は、職員が荷物に気を取られ前方注意を怠ったこと及びブレーキ操作を誤ったことによるもので、過失割合は県100%でございます。損害賠償額は、物件損害として27万8,949円でありまして、県が加入する保険から全額支払われております。

交通安全につきましては、機会あるごとに職員の意識高揚に努めておりますが、再発防止に向けまして、今後とも一層の徹底が図れるよう厳しく指導してまいります。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした

再開時間は予定どおり13時からで行います。

御協力をよろしくをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩

---

午後0時56分再開

○内田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

○桑畑県土整備部長 説明に入ります前に、お礼を申し上げます。昨年12月にえびの市で開催いたしました、川内川下方井堰改築工事着工式におきましては、大変お忙しい中、外山議長、山口副委員長をはじめ、県議会の皆様に御出席いただきました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

今後とも気候変動の影響による水災害の激甚化、頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水を推進して、ハード・ソフト一体の事前防災対策に取り組んでまいりますので、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、委員会資料により御説明いたします。着席して説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まず、Ⅰの予算議案では、議案第45号の一般会計補正予算案ほか2件についてお願いしております。

次に、Ⅱの特別議案では、「宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例」ほか9件について御説明いたします。

次に、Ⅲの報告事項では損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

最後に、Ⅳのその他報告事項としまして、

「日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更について」ほか2件について御報告をいたします。

詳細につきましては担当課長等から御説明いたします。

○内田委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小藺管理課長 県土整備部の2月補正の概要につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

一番上のオレンジの帯にありますとおり、今議会では一般会計と2つの特別会計の計3つの補正予算をお願いしてございます。

まず表の2月補正予算一覧でございまして、中央太枠Eの欄の一番下にてございまして、部の2月補正額は合計で199億3,065万6,000円の減額でございまして、その結果、補正後の予算額は、その右にありますとおり1,008億6,848万4,000円となります。そのうちの公共事業につきまして御説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、「補助公共・交付金事業」であります。補正額は、太枠Eの欄の一番下にてございまして、178億3,594万6,000円の減額でございまして、内容としましては、国庫補助決定に伴うものであります。

5ページを御覧ください。

直轄事業負担金であります。補正額は太枠Dの欄の一番下にてございまして、17億3,117万5,000円の増額であります。国が実施いたします道路や河川などの事業費の確定に伴うものでございまして。

6ページを御覧ください。

「災害復旧事業」であります。補正額は太枠

Dの欄の一番下にありますとおり31億4,372万3,000円の減額であります。

今年度の「災害復旧事業」の国庫補助決定などに伴うものであります。

次に、7ページを御覧ください。

こちらは、各課別の補正金額を記載したものでございます。詳細につきましては、次の8～37ページの歳出予算説明資料によりまして、後ほど担当課長から説明させていただきます。

飛びまして、38ページを御覧ください。

一般会計における繰越明許費補正の集計表でございます。中央太枠の2月議会申請分の欄にありますとおり、追加と変更を合わせまして、190億363万8,000円をお願いしております。

まず、追加の内訳ですが、39ページを御覧ください。

一番上の「公共用地取得事業」をはじめとしまして一番下の行ですが、12事業で6億3,999万1,000円をお願いしております。

次に、40ページを御覧ください。

このページから43ページまでが変更分の内訳でございます。一番上の行の「道路橋梁調査事業」をはじめとしまして、以降43ページまで続きます。43ページを御覧ください。

表の一番下にありますとおり、合計30事業で183億6,364万7,000円の増額をお願いしております。

次に44ページを御覧ください。

一般会計の債務負担行為の追加であります。この2件はいずれも災害復旧事業であります。上段が中原地区とありますが、小林市の須木、下段が松尾地区とありますが、椎葉村であります。2地区ともに山間部での大規模な作業となりますので、適切な工期を確保するため、債務負担行為の設定を行うものであります。

次に45ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計の繰越明許費の追加であります。

九州中央自動車道分の「用地取得事業」として、4億4,505万7,000円をお願いしております。

その下、港湾整備事業特別会計の繰越明許費の追加であります。「細島港管理運営事業」をはじめとする3事業で7,500万円の増額をお願いしております。

次に46ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の繰越明許費の変更であります。

「細島港整備事業」で2,000万円の増額をお願いしております。

県土整備部の補正予算の概要は以上であります。

続きまして、管理課の2月補正予算について御説明いたします。

資料9ページでございます。

当課の補正予算額は、一番上、管理課計の行の数字のある左から2列目の欄になります。2億6,777万1,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は17億4,528万7,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

10ページを御覧ください。

表の1段目の(事項)職員費であります。補正額は2億5,103万6,000円の減額で、これは人件費の執行残等によるものであります。

次に、2段目の(事項)土木事務所等管理費であります。補正額は211万2,000円の減額で、こちらは高岡土木事務所における照明設備や外壁の改修工事の設計費などの執行残によるものであります。

次に、3段目の(事項)建設技術センター費であります。補正額は602万8,000円の減額で、こちらは建設技術センターにおけます屋上防水や外壁改修工事の設計費等の執行残によるものであります。

次に、4段目の(事項)建設工事統計調査費であります。補正額は139万1,000円の減額で、これは国からの委託費用の確定に伴う予算の減によるものであります。

最後です。表の1番下の(事項)建設業指導費であります。

補正額は720万4,000円の減額で、こちらは建設業の許可や経営事項審査、さらには建設産業支援等に要する経費、主にはシステム改修費等の執行残によるものでございます。

**○前村用地対策課長** 資料の11ページを御覧ください。

当課の補正予算額は、一般会計で1億1,879万4,000円、公共用地取得事業特別会計で1億7,826万1,000円、合わせまして2億9,705万5,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が5億6,664万7,000円、特別会計が8億2,699万1,000円、合わせまして13億9,363万8,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

上段の表、一般会計の上から2段目の(事項)収用委員会費であります。これは、収用委員会の運営に要する経費でありまして、委員会が収用裁決に当たって行う参考人への意見聴取や、専門家による不動産鑑定等に要する費用等の執行残で、1,340万4,000円の減額であります。

次に、3段目の(事項)用地対策費であります。

これは、用地対策の推進に要する経費でありまして、登記事務委託料のほか、土地収用法に基づく公聴会や審議会の開催等に要する費用等の執行残で、205万3,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)特別会計繰出金であります。

これは、公共用地取得事業特別会計の事業費として、一般会計から特別会計への繰出金で、事業費が確定したことによる1億800万5,000円の減額であります。

下段の表、特別会計を御覧ください。

(事項)公共用地取得事業費であります。これは、九州中央自動車道の先行取得などに要する経費で、先行取得に要する事業費が確定したこと、また、先行取得用地の引渡しに伴う一般会計への繰出金が確定したことによる1億7,826万1,000円の減額であります。

**○植村技術企画課長** 委員会資料の13ページを御覧ください。

当課の補正予算額は2,049万5,000円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は6億3,839万3,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

表の2段目の(事項)土木工事積算管理検査対策費であります。

これは、労務費や建設資材単価調査を行うとともに、公共工事の品質確保のため、施工体制の点検などを行う事業であり、委託料等の執行残に伴い2,420万円を減額するものであります。

次に、表の下から2段目の(事項)土木のしごと効率化推進事業費であります。これは、土木施設台帳等の既存の紙媒体の資料を電子化する事業であり、電子化したデータを保存する

サーバーの使用料の執行残に伴い、121万5,000円の減額をお願いするものであります。

最後に、表の一番下の（事項）盛土対策費であります。

これは、盛土等の工事許可等審査に要する経費であり、執行残に伴い393万6,000円の減額をお願いするものであります。

**○椎葉道路建設課長** 資料の15ページを御覧ください。

当課の補正予算額は51億5,720万2,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は239億4,050万6,000円となります。補正の主な内容について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

1段目の（事項）直轄道路事業負担金であります。これは、国が実施する道路事業に対する負担金であり、国の事業費の確定による3,073万1,000円の増額であります。

次に、その下の（事項）公共道路新設改良事業費であります。これは、県が管理している国県道の道路改良を行う事業であり、国庫補助決定による51億6,893万3,000円の減額であります。

次に、その下の（事項）道路建設受託事業費であります。これは、新富町から受託した東九州自動車道新富スマートインターチェンジに関する埋蔵文化財調査を行う事業等でありまして、受託事業費の決定による1,900万円の減額であります。

**○大部園道路保全課長** 委員会資料の17ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一番上の行、道路保全課計の左から2列目にありますとおり35億7,966万7,000円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は207億1,428万1,000円となります。補正の主な内容に

ついて御説明いたします。

18ページを御覧ください。

2段目の（事項）道路管理費であります。これは、県管理道路の管理に要する経費でありまして、道路台帳修正業務の執行残などによる3,186万1,000円の減額であります。

次に、中ほどの（事項）公共道路維持事業費であります。これは、橋梁、トンネルなどの点検、補修や交通安全施設の整備などを行う事業でありまして、国庫補助決定等による35億6,281万9,000円の減額であります。

その下の（事項）道路受託事業費は、道路の無電柱化工事の受託を行うものでありまして、受託事業費の決定による600万円の減額であります。

**○中武河川課長** 委員会資料の19ページを御覧ください。

当課の補正予算額は52億875万円の減額をお願いしております。その結果、右から3列目の補正後の予算額は265億8,880万6,000円となります。

以下、補正の主な内容について御説明いたします。

20ページを御覧ください。

上から4段目の（事項）公共河川事業費であります。これは、国の補助を受けて、護岸や堤防の整備などの河川改修等を行う事業であり、国庫補助決定により32億8,928万1,000円の減額であります。

次に、一番下の（事項）直轄河川工事負担金であります。これは、国が実施する河川改修等に対する県の負担金であり、事業費の確定により4億4,863万5,000円の増額であります。

次に、21ページを御覧ください。

上から2段目の（事項）公共海岸事業費であります。これは国の補助を受けて、海岸保全施

設の老朽化対策等を行う事業であり、国庫補助決定により1億6,275万円の減額であります。

次に、3つ下の(事項)公共土木災害復旧費であります。これは、国の補助を受けて、公共土木施設の災害復旧を行う事業であり、国庫補助決定により23億4,535万1,000円の減額であります。

**○三橋砂防課長** 委員会資料の22ページを御覧ください。

当課の補正予算額は19億4,055万2,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は69億3,094万7,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

23ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)公共砂防事業費であります。これは、土石流のおそれがある溪流において、砂防堰堤などの整備や、地滑りのおそれがある箇所において対策工事を行う事業であります。国庫補助決定に伴い8億4,359万7,000円の減額であります。

次に、その下の(事項)公共急傾斜地崩壊対策費であります。これは、急傾斜地の崩壊のおそれがある箇所での擁壁工や、のり面工等の整備を行う事業であります。国庫補助決定に伴い11億473万5,000円の減額であります。

次に、その下の(事項)直轄砂防工事負担金であります。これは、霧島火山群からの土砂流出による被害を防止するために、国が実施する直轄砂防事業に対する負担金ですが、事業費の確定に伴い1,059万4,000円の増額であります。

**○那須港湾課長** 資料の24ページを御覧ください。

当課は一般会計と特別会計がございますが、

補正予算額は一般会計で38億4,143万4,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、一般会計が53億5,611万7,000円、25ページに記載しております、港湾整備事業特別会計が11億6,517万7,000円、合わせまして65億2,129万4,000円となります。

以下、一般会計分の補正の主な内容について御説明いたします。

26ページを御覧ください。

上から3段目の(事項)空港整備直轄事業負担金であります。これは、宮崎空港の耐震対策等に係る直轄事業に対する負担金ですが、事業費の確定により2億3,258万8,000円の減額であります。

次に、一番下の(事項)直轄港湾事業負担金であります。これは、細島港及び宮崎港の防波堤等の整備に係る直轄事業に対する負担金ですが、直轄事業費の確定により2億3,393万9,000円の増額であります。

次に、27ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)公共港湾建設事業費であります。

これは、「国庫補助・交付金事業」により、防波堤や岸壁などの整備を行うための経費ですが、国庫補助決定により29億7,952万2,000円の減額であります。

次に、1つ下の(事項)港湾災害復旧費であります。これは、台風等により被災した公共港湾施設の復旧に要する経費ですが、国庫補助決定により7億4,741万円の減額であります。

**○村岡都市計画課長** 当課の補正予算について御説明いたします。

委員会資料の29ページを御覧ください。

当課の補正予算額は3億247万8,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予

算額は、右から3列目にあります56億395万1,000円となります。

以下、補正の内容について主なものを御説明いたします。

30ページを御覧ください。

上から4番目の(事項)住みよいふるさと広告景観づくり事業費であります。これは、屋外広告物監視員の監視・指導に係る経費などがありますが、屋外広告物監視員の人件費の執行残などに伴う304万4,000円の減額であります。

次に、その2つ下段の(事項)公共街路事業費2億305万円の減。さらに、その1つ下の(事項)公共都市公園事業費7,989万6,000円の減であります。これは、ともに国庫補助の決定に伴う減額であります。

○松田建築住宅課長 当課の2月補正予算について御説明いたします。

資料の32ページを御覧ください。

補正予算額は、左から3列目の1番上4億9,910万2,000円の減額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目の1番上23億9,331万4,000円となります。

以下、補正の内容について、主なものを御説明いたします。

33ページを御覧ください。

(目)建築指導費の上から4段目の(事項)建築物防災対策費で644万円の減額となります。主なものとして、事業名1の「がけ地近接等危険住宅移転助成事業」において、がけ地の崩壊等から住民の生命を守るため、危険住宅の移転等を行う経費ですが、事業主体である市町村から補助の要件を満たす危険住宅の移転等の交付申請がなかったことによるものであります。

次に、34ページを御覧ください。

(目)住宅建設費の(事項)公共県営住宅建

設事業費であります。これは、国庫補助決定等による4億6,357万9,000円の減額であります。

同じく(目)住宅建設費の(事項)住みいづくり対策費であります。1,246万4,000円の減額となりますが、主なものとして、事業名1の「旧住宅供給公社資産管理事業」において、旧住宅供給公社が管理していた土地を宮崎市に譲与するに当たり、舗装工事等を予定しておりましたが、同じ土地の中に埋設されております排水施設が老朽化していることが判明いたしましたので、その改修工事と併せて次年度以降に実施することとなり、減額したものであります。

○山浦高速道対策局長 資料の36ページを御覧ください。

当局の補正予算額は11億4,286万円の増額をお願いしております。その結果、補正後の予算額は43億9,806万7,000円となります。

以下、主な補正の内容について御説明します。37ページをお開きください。

初めに、上から2段目の(事項)高速道路網整備促進費であります。これは、主に用地先行取得分の公共用地取得事業特別会計への繰出金で、事業費確定などにより1,912万円の減額であります。

次に、上から3段目の(事項)高速自動車国道等直轄事業負担金であります。これは、国が実施する高速道路に関する事業の県の負担金で、国の事業費確定により11億7,152万6,000円の増額であります。

○内田委員長 執行部の説明が終了いたしました。これから質疑に入りますが、時間の都合上、執行部の皆様には簡潔明瞭な御答弁をよろしくお願いいたします。

予算議案について質疑はありませんか。

○日高委員 資料12ページ、用地対策について、

この用地といっても事業が決定してから用地買収に行くまでには相当時間がかかっている。

結局、この用地を買収するときに、時間がたつにつれて相続人が増えてくるんですよね。特に、相続者が亡くなったりとかしますからね。だから、いつもこれ思うんですけど、事業を速やかに済ませるために、事前に協議をして、難しいと思うんですけど、そういったところは事前に所有者からの用地買収ができないかということなんです。

基本的に、工事区間の用地を全部買収しないと工事にかかれなんでしょう、多分。だから、やっぱりある程度難しいようなところは、早めにこの用地買収というのはできないかと思いません。そういったことがやはり公共工事がスムーズに進む一つの策ではないかなと思うんです。その辺をちょっとどう考えているのかなと思って。

**○前村用地対策課長** 公共用地を円滑に推進していくためには、やはりおっしゃるとおり早めに用地を取得するというのは非常に重要なことだとは考えております。そういった形で早めに測量を入れた上で、所有者のおおよその事業箇所ですら実際に測量を入れて、何平米という形での立会いを含めまして、やった上で実際に取得をしていく。そこで調査をして行っていくというところで、各事務所でも努力はしているところではございますけれども、先行取得ということでは、実際この特別会計のほうも設置して取り組んでいるところではございます。こちらについては、実際、今、街路事業と、あと九州中央自動車道についてやっているところではございます。

ただ、通常のところにつきましても、そこについてはやはり早めにやらないといけないということでは考えておりますので、早めにできる

ところから調査を進めていきたいと考えておりますが、そこについては順次努力をしていくという形になろうかと思えます。

**○日高委員** もう本当に測量をギリギリまでしっかりやらないと、図面的には大体この辺を買収するんだというのはできているんですけど、現実的に測量設計を入れて確定しないと買収できないですね。でも、これ、河川とか、本当にちょっとした金額なんですけれどもね。だから、ある程度、その範囲の用地買収をできれば先行的に——そういうことができれば早くなるのかなと思っています。今、用地対策課で何か少しでもこの用地買収がスムーズに行く計画とか提案とかあれば教えてもらいたいと思います。

**○前村用地対策課長** それにつきましては、これまでもしている、新しいところではないんですが、これまでもやっているように、事業説明等を早めに入れて、地元の方々に御理解をいただいて進めていく形になろうかと思えます。ただ、やはりどうしても土地になってきますので場所が確定できないと、例えば建物なんかがありましたら、それによって移転工法なんかも変わってきたりとかありまして、応用してちょっと取得するというのが難しいところではございますので、実際に地元の方々に早めに事業の必要性を含めて説明して進めていくというようなことが基本になろうかと思っております。

**○日高委員** 特に河川ですね。ちょっとしたところがちょっと引っかかって。以前、ちょっと日向土木事務所にも言ったけど、その人が1人亡くなると兄弟などがいるから相続人が増えてくるんです。だから、それを事前にどうにかならないのかということ、もしなつたときには、その住民をちょっと集めて、もう早めに印鑑を押させると、仮にそうなつた場合には、今の

状況で私がこういう形で印鑑を押しときますと、仮契約みたいなことを先に進めておけば用地買収がスムーズにいくと思います。

要は日向土木事務所でもそういうことをちょっとやろうとしているんですよ。そういうことができるのかということですよ。今の地権者は今の状況があって、今の時点では、いいですよって言うんです。でも、これが時間がたつとその人が亡くなったらまた相続人が増えて、また時間がかかってくるから、それを事前に食い止める方法はないかという話をしています。

**○前村用地対策課長** 実際に早めに入って説明をするときに、こういった形で用地を買収していきますので、できましたら皆様に相続などが発生している場合には、そちらでそれぞれ話をさせていただいて、どなたがその土地の所有者になるのかどうかですとか、そういったところについて共有を進めておいていただけないでしょうかという形での御協力を、早めにお願いするという形はできるとは思っております。

**○日高委員** 最後に。特殊なパターンであると思います。ただ、これから道路改良とかいろんなこの用地買収をしていくわけじゃないですか。だからもうどこもここもやっぱり、用地買収で時間がかかるんですよ。時間がかかるし、まさに誰の土地か分からないところぐらいから始めたりすると、その辺がスムーズにいくことが重要なので、何か手がないかなと思いました。

**○脇谷委員** 資料16ページなんですけど、(事項) 公共道路新設改良事業費がありますよね。国県道の道路の拡幅だとか、いろんな事業が行われているんでしょうけど、51億円も補正額が減となっていますが、実際にはまだそういうできていないところがたくさんあると思います。これに関してはどういうふうに理解すればいい

んでしょうか。

**○椎葉道路建設課長** 予算につきましては、委員おっしゃるとおり必要な予算ということで計上させていただいております。ただ、国庫補助決定に伴うということで予算の配分がなかったということでございます。

本県の道路整備における影響というのはあるかどうかということなんですけれども、やはりたくさん要望もいただいておりますし、それから本県の道路整備遅れておりますので、その意味ではやはり影響があると思っております。ですので、配分いただいた予算を効果的に使うというのが1つと、引き続き必要な予算の確保に向けて国のほうにしっかり予算要望していく必要があると思っております。

**○脇谷委員** ということは、国がやっぱり認めてくれないということなんですか。

**○小藺管理課長** ただいまの道路建設課長の説明を補足させていただきます。

課長が申しあげましたとおり、やりたい箇所ができていないというのはある意味、事実でございます。ただ、この背景を御説明させていただきますと、主には11月に国土強靱化の補正予算を組ませていただきました。あのときに、私どもとしましては、実施中期計画、初年度前倒しをされるということで、やはり従来の1.3倍とか1.5倍の予算がつくのではないかと、そういったところで300億円を超える予算を提案させていただきました。議会にもお認めいただいて、予算はいただいたところではあったんですけども、実際、国の内示につきましては、国土交通省の公共予算でも1.1倍ということで、地方の期待がちょっと大きすぎる分がございました。

そういったところで、今回ちょっと大きな補正が出てはおるんですけども、やはり私ども

としましては、県としての熱意、あるいは受入れの準備というのを国に強く訴える必要があるとは考えております。今後5年間の実施中期計画ですので、この間もそういった姿勢で取り組ませていただきたいとは考えているんですけども、おっしゃるとおり、この内示差による2月補正と表裏一体の部分がございます。また、議会の御意見なども踏まえながら、要望の在り方等につきましては検討させていただきたいと考えております。

○脇谷委員 分かりました。どうぞよろしくお願いします。

もう1点、資料34ページの(事項)公共県営住宅建設事業費の中の2番の「環境設備事業」4億6,000万円減について、「環境整備事業」は県営住宅の草刈りも含めていると思うんですけど、これがマイナスということは、もっとできたのではないかというように思うんですが、いかがでしょうか。

○松田建築住宅課長 この事業名の1つ目の「住宅整備事業」というのは、建て替え事業のことを指しております。

2つ目の「環境整備事業」というのは、委員がおっしゃった草刈りとか、そういう管理面のことではなくて外壁の改修工事ですとか、そういったハード面の、建て替えに該当しない部分での改修工事に該当する予算でございますので、これも国庫補助決定に伴う減ということになっております。

○脇谷委員 ということは、県営住宅の施設の中の除草作業という費用はどこに入るんですか。

○松田建築住宅課長 その事項の1つ上、(事項)県営住宅管理費の3「建物管理事業」の中に入っております。

○脇谷委員 では、この「建物管理事業」の176

万円の減額は、草刈りのある程度の補助はできないものかなんですけど。

○松田建築住宅課長 この「建物管理事業」の中身は、委託事業等を発注しております。その残額、執行残になっております。最終的な執行残というのが年度後半になりますが、草刈りは草刈りでしっかり取り組んでおりますので、ほかに流用するという事は今回できておりませんが、そういった管理面に関するものについては、しっかり取り組んでおります。

○脇谷委員 分かりました。

○山口副委員長 管理課の人件費についてちょっとお伺いしたいんですけど、毎年結構いい額を昨年度と今年度と減額になっていると思うんですが、これは人数がそれなりにやっぱり皆さん多いので、積み重ねていった結果、こうなっていますよという理解をしておけばよろしいでしょうか。

○小藺管理課長 おっしゃるとおりでございます。管理課分で、出先機関も含めまして180名を超える職員分を計上させていただいておりますので、そういったところで人が変わる、数もそうでございますし、役職といいますか年齢などが変わりますと給与のレベルが変わる、そうすると手当も変わる、共済費なども変わるといったようなことを積み上げてまいりますと、こういった費用の減額が出ているという状況でございます。

○山口副委員長 分かりました。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、次に、特別議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明を全て終了した後をお願いいたします。

○中武河川課長 委員会資料の47ページをお願いします。

議案第69号「宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例」について御説明いたします。

1、制定の目的です。

特定都市河川浸水被害対策法では、特定都市河川や特定都市河川流域の指定を行うことに伴い、同法に規定する施設等に対し県が標識を設置しますが、その標識の基準は各県の条例で定めることとされているため、本条例により基準を定めるものであります。

下の点線囲みを御覧ください。

特定都市河川とは、都市部を流れる河川で、流域において著しい浸水被害のおそれがあり、河川整備による浸水被害の防止が市街化の進展などにより困難なもので、知事等が指定する河川であります。

流域治水の実効性を高める効果が期待され、本県では今月末に日南市の戸高川を初めて指定する予定であります。

次に、2の条例の内容です。

(1) 標識を設置する対象施設等であります。県が標識を設置しなければならない施設等は、①～③の3つであり、まず①の雨水貯留浸透施設であります。右側にイメージ図を示しておりますが、雨水を一時的に貯留または地下に浸透させる機能を有し、浸水被害の防止を目的に設置される施設であります。特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、1,000平方メートル以上の雨水の浸透を阻害する行為を行う者は知事の許可を受ける必要がありますが、その際、新たに設置した雨水貯留浸透施設の敷地内に県が標識を設置することとなります。

2つ目が②の保全調整池であります。イメージ図のように雨水を貯留するものですが、貯留

する機能が浸水被害の防止に有用であると認められる100立方メートル以上の防災調整池に対して、市町村長の意見を聞き、知事が指定するもので、保全調整池の敷地内に県が標識を設置することとなります。

3つ目が③の貯留機能保全区域であります。イメージ図にありますとおり、河川の霞堤のようなイメージを持っていただければと思います。河川に隣接する低地などの洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域に対して、市町村長の意見を聞き、土地所有者の同意を得た上で知事が指定するもので、貯留機能保全区域内に県が標識を設置することとなります。

48ページを御覧ください。

次に、(2) 標識の設置基準についてです。

標識に記載する内容は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則の基準に定めるとおりとしております。

下の右側に雨水貯留浸透施設における標識設置のイメージ図を示しており、左側が標識の記載例になります。標識に記載する内容は、国の基準に定められている①の施設の名称から⑥の標識の設置者及び連絡先までの6項目であります。

このほか、保全調整池や貯留機能保全区域に設置する標識につきましても、それぞれ国の基準と同じ項目を記載することとなります。

最後に、3の施行期日については、公布の日からとしております。

○松田建築住宅課長 資料49ページを御覧ください。

議案第70号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

まず、右側の図を御覧ください。

都市計画法に基づき、開発許可事務を所掌している範囲を示しております。

都市計画法に基づく開発許可の事務は、宮崎市、都城市、延岡市、日向市の4市は自ら行っておりますので、今回の条例改正が及ぶ範囲は、図のとおり国富町と門川町にある黄色の市街化調整区域となります。

1の改正理由であります。

市街化調整区域における既存集落におきまして、人口減少等によるコミュニティの維持や増加する空き家の発生を抑制するため、条例で指定する大規模な既存集落の区域において、建築できる建物の用途の制限について、緩和等を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

まず、(1)の建物用途の緩和ですが、現在、既存集落において条例で指定する区域では、一戸建ての専用住宅を建築できることとしているところですが、今回の改正により、さらに、小規模の店舗や飲食店等を兼ねる兼用住宅についても建築できるよう、制限を緩和するものであります。

次に、50ページを御覧ください。

(2)のその他でございます。

条例で指定する区域は、住宅が増えることとなるため、災害発生により人命に著しい危害が生じるおそれがある土地を含めないとしております。

このため、除外する対象土地について、引用する政令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

除外する対象土地としては、政令で規定する具体的な土地は、資料の丸印のところにありますとおり、急傾斜地崩壊危険区域や地滑り防止

区域などであります。

最後に、3の施行期日ではありますが、公布の日から施行することとしております。

続きまして、資料51ページを御覧ください。

議案第71号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ではありますが、幅広く子育て世帯を支援するため、期限付入居制度に係る入居期間の要件を拡大するものであります。

次に、2の改正の内容であります。

期限付入居制度は、小中学校に近くファミリー世帯向けの間取りのうち県が指定した住戸を、子育て世帯向けに提供する制度ではありますが、規則で定める入居期間の要件を、同居する子——これは、一番年齢の低い子供となりますが、中学生の15歳までとしているところを、高校卒業程度1の8歳まで拡大することに伴い、関連する条例の条項について改正を行うものであります。

最後に、3の施行期日ではありますが、公布の日から施行することとしております。

**○椎葉道路建設課長** 委員会資料の52ページを御覧ください。

議案第72号の国道327号佐土の谷工区で施工する、(仮称)3号トンネル工事(2工区)に関する請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、東臼杵郡諸塚村大字七ツ山から椎葉村大字松尾の区間で整備を進めております道路改良事業で、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費は約120億円であります。

2の工事概要であります。

53ページを御覧ください。

上段に平面図、下段に写真とトンネル標準断面図をお示ししております。

上段の平面図を御覧ください。

本工事は、トンネルの全体延長が1,000メートルのうち、青色で示しています1工区が間もなく完了予定であり、赤色で示している諸塚村側の延長465メートルの区間を施工するものであります。

前のページに戻っていただき、52ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が16億7,641万340円、契約の相手方は、旭・大淀・龍南特定建設工事共同企業体、工期は、契約発効の日から令和10年3月31日までであります。

続きまして、54ページを御覧ください。

議案第73号の主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区で施工する、(仮称)波帰之瀬橋上部工工事P2張出に関する請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

当工区では、右の位置図に示すとおり、西臼杵郡高千穂町と五ヶ瀬町を南北に縦断する区間において、幅員が狭く、線形も悪い区間の解消を目指して、バイパス整備を進めております。

工区の全体延長は1,420メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費が約70億円であります。

2の工事概要であります。

55ページを御覧ください。

上段の平面図を御覧ください。

(仮称)波帰之瀬橋につきましては、高千穂町と五ヶ瀬町の境を流れる五ヶ瀬川に架かる延長が412メートルの橋であります。

ページ下段の側面図を御覧ください。

本工事は、赤着色している区間の上部工の工事で、延長が210メートルであります。

前のページに戻っていただき、54ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が23億3,452万760円、契約の相手方は、ピーエス・山崎・矢野特定建設工事共同企業体、工期は、契約発効の日から令和11年3月31日までであります。

続きまして、56ページを御覧ください。

議案第74号の主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区で施工する、(仮称)波帰之瀬橋上部工工事P1張出に関する請負契約の締結についてであります。

1の事業概要であります。

先ほどの議案第73号と同じになりますので、説明については割愛させていただきます。

2の工事概要であります。

57ページを御覧ください。

本工事は、下段の側面図にあります赤着色している高千穂町側から、202メートルの区間の上部工の工事であります。

前のページに戻っていただき、56ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が21億9,868万円、契約の相手方は、オリエンタル白石・上田工業・木田建設特定建設工事共同企業体、工期は、契約発効の日から令和11年3月31日までであります。

工事請負契約の締結に関する議案につきましては、以上であります。

○中武河川課長 委員会資料の58ページを御覧ください。

議案第75号のダムメンテナンス事業松尾ダム右岸小門開閉装置更新工事の請負契約の締結に

ついてであります。

1の事業概要です。

松尾ダムは、一級河川小丸川の上流、木城町中之又にあります。

次に、2の工事概要ですが、59ページを御覧ください。

上の図はダムの平面図、また、右の写真はダムの状況を下流から見た写真でありまして、青い矢印が小丸川の流れる方向になります。

さらにその下の写真を御覧ください。ダムの上側を拡大したのですが、松尾ダムには10基の水門があり、中央の2つを大門、左右の4基ずつを小門と呼んでおります。

写真左側の赤線で囲んでいる部分が、今回の工事で更新する開閉装置でありまして、拡大したものを左下の写真でお示ししておりますが、青色の装置が現在の開閉装置で、ワイヤーロープの緩みやギアの摩耗など、経年的な劣化が確認されていることから、今回、長寿命化計画に基づく施設の更新を行い、ダムの機能の信頼性向上を図るものです。

58ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要です。

契約金額は5億3,266万5,760円、契約の相手方は、豊国工業株式会社、工期は、契約発効の日から令和10年6月30日までであります。

**○椎葉道路建設課長** 委員会資料の60ページを御覧ください。

議案第76号の国道327号佐土の谷工区で施工する、(仮称)3号トンネル工事(1工区)に関する請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

先ほどの議案第72号と同じになりますので、説明については割愛させていただきます。

2の工事概要であります。

61ページを御覧ください。

本工事は、平面図の赤色で示している椎葉村側からの延長535メートルの区間を施工しているものであります。

前のページに戻っていただき、60ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が20億2,184万2,536円、変更金額が22億1,392万8,589円、1億9,208万6,053円の増額であります。

契約の相手方は、矢野・九建・湯川特定建設工事共同企業体、変更前の工期が、令和5年3月14日から令和8年3月25日までを、変更後の工期、令和8年7月31日までに変更するものであります。

4の変更理由であります。

残土処分場の変更が必要になったことから、請負代金額及び工期の変更を行うものであります。

その内容について御説明いたします。

62ページを御覧ください。

トンネルの工事箇所及び当初計画していた残土処分場を赤点線囲みの中、黄色丸印で示しており、その拡大図が左下の図になります。

緑色の丸の工事箇所から残土処分場までは、国道327号を椎葉村側に向かい、途中から青い点線で示しております村道を通るルートで搬入する計画としておりました。

また、赤いバツ印で示している箇所は、令和4年9月の台風14号により国道327号が被災した箇所を示しております。

トンネルの発注時点では、国道327号の被災箇所は、令和6年1月には復旧する見通しであったことから、トンネル工事には支障ないと判断いたしました。

しかし、工事発注後の令和5年8月の台風6号により、ページの左の中ほどの写真のとおり、国道327号の被災箇所の被害が拡大し、復旧が長期化することとなり、当初計画していた残土処分場への運搬が困難となりました。

このため、地元や関係機関等に情報提供をお願いするなど、近隣で別の残土処分場を探しましたが、確保することができず、ページ上段の地図の右上に黄色丸印で示しております、延岡市北方町の残土処分場に変更したものです。

また、工期の延伸は、新たな残土処分場の確保に時間を要したことから、トンネル掘削の着手が遅れ、工期内での完成が困難となったためであります。

続きまして、63ページを御覧ください。

議案第77号の主要地方道竹田五ヶ瀬線波帰之瀬工区で施工する、(仮称)波帰之瀬橋橋梁下部工工事P2橋脚に関する請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

先ほどの議案第73号、第74号と同じになりますので、説明については割愛させていただきます。

2の工事概要であります。

64ページを御覧ください。

本工事は、下段の側面図にあります、赤着色しているP2橋脚の工事で、高さが48メートル、基礎形式は、深礎杭基礎で直径13.5メートル、長さ16.5メートルであります。

前のページに戻っていただき、63ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が12億1,476万4,480円、変更後の金額が12億6,455万4,282円、4,978万9,802円の増額であります。

契約の相手方は、山崎・松澤・あさひ特定建設工事共同企業体、工期は、令和4年12月7日から令和8年7月31日までであります。

4の変更理由であります。

仮設構台の昇降設備の設置や橋面排水路区間の変更、長尺鉄筋の小運搬の追加等により、請負金額の変更を行うものであります。

その主な理由について御説明いたします。

65ページを御覧ください。

まず、仮設構台の昇降設備の設置による変更であります。

P2橋脚については、急峻な斜面上に建設されることから、施工ヤードの確保や、重機搬入のために必要な仮設構台を設置しております。

写真は、仮設構台の上からクローラークレーンにより、鉄筋等の資材をつり下ろしている状況であります。

昇降設備については、工事発注後に受注者から、作業員が橋脚の施工を行うに当たり、高低差などの現場条件や作業の効率性から、昇降設備の設置に関する協議があり、基準と照らし合わせた結果、設置が必要と判断したものであります。

66ページを御覧ください。

次に、橋面排水路区間の変更であります。

当初計画では、上段の側面図に青色矢印や、左下の写真で示しておりますように、排水管路を橋面から橋脚基部まで施工し、そこから河川までの間は自然流下させる計画としておりました。

しかし、工事発注後に受注者が、降雨時に橋脚基部付近を調査したところ、下段の中央の写真のとおり、雨水が勢いよく流れている状況が確認されました。

このため、橋脚基部に橋面の排水を自然流下

させると、山の浸食や、下流にある農地に土砂が流入するなど悪影響を及ぼすことが懸念されましたことから、右側の平面図及び側面図に示しておりますように、用地を買収した範囲内において、P2橋脚の基部から五ヶ瀬川までの間に排水路を追加したものであります。

続きまして、67ページを御覧ください。

次に、長尺鉄筋の小運搬の追加による変更であります。

五ヶ瀬町側の当現場では、現道から橋梁までの取付道路の区間を工事用の現場進入路として使用しております。その現場進入路の高さは、今後の橋梁上部工の施工に支障とならない暫定的な高さで施工しているため、右側の縦断図に示しておりますように、工事用道路の規定に準じ、勾配をおおむね15%としております。

このため、基礎や橋脚本体に使用する鉄筋のうち、10.5メートルを超える長尺物の鉄筋は、当初はトレーラーによる現場への直接搬入を想定しておりましたが、トレーラーによる搬入が困難なことが判明しました。

よって、右下の運搬経路図で示しているとおり、別の場所に資材置場を確保し、そこで鉄筋をトラックに積み替えて橋脚施工現場まで搬入する小運搬が必要になったものであります。

次に、68ページを御覧ください。

議案第78号の主要地方道高城山田線王子橋工区で施工する、(仮称)王子橋橋梁上部工工事に関する請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。

当工区は、右の位置図に示すとおり、都城市高城町の大淀川に架かる王子橋について、建設から60年以上が経過し、老朽化が進んでいることに加え、車道幅員も狭く歩道もないことから、橋の架け替えにより、歩行者の安全も含め円滑

な交通を図ることとしております。

工区の全体延長は760メートル、車道幅員は6.5メートル、全幅は12.5メートル、全体事業費が約53億円であります。

2の工事概要であります。

69ページを御覧ください。

王子橋は、平面図に示していますとおり、橋長が257.8メートルの橋で、断面図に示しておりますような鋼製桁の橋であります。

前のページに戻っていただき、68ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。

契約金額が18億3,234万6,757円、契約後の金額が18億4,419万3,064円、1,184万6,307円の増額であります。

契約の相手方は、日橋・清本特定建設工事共同企業体、工期は、令和5年3月14日から令和8年3月25日までであります。

4の変更理由であります。

インフレスライド条項の適用や熱中症対策に係る現場管理費の補正及び快適トイレの設置が必要になったことから、請負代金額の変更を行うものであります。

その内容について御説明いたします。

70ページを御覧ください。

まず、インフレスライド条項の適用による変更であります。

インフレスライド条項は、宮崎県工事請負契約約款第25条第6号に規定されており、その内容につきましては、インフレーション等による賃金等の急激な変動に対応するため、受注者は、請負代金額の変更を請求することができるものです。

今回は、令和7年3月1日の新単価を適用するものであります。

本条項の適用条件は、四角囲みの下段に記載しておりますとおり、(1)の残工事の工期が2か月以上あること、(2)の新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増加することとなっております。当工事では、残工期が約1年であること、また、新単価適用後の残工事請負額が1.0%以上増となったことから、今回請負代金額の変更を行うものであります。

71ページを御覧ください。

次に、熱中症対策に係る現場管理費の補正による変更であります。

県では、夏季における猛暑日などの気象状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費について、現場管理費の補正を実施しております。

対象は主たる工種が屋外作業である工事を対象とし、補正方法としましては、工期中の日最高気温の状況に応じて補正值を算出し、その補正值を現場管理費率に加算しており、補正は変更契約において行うこととしております。

補正值は、四角囲み内に赤字で示しておりますように、真夏日率に1.2を乗じて算出しており、真夏日率は、工期期間中の真夏日の日数を工期日数で除して算出しております。

また、真夏日につきましては、日最高気温が摂氏30度以上となった日数または、環境省が公表しております、暑さ指数が25度以上となる日数を原則としております。

今回の工事における補正值の算出結果は、下段の赤字のとおり0.41%となり、これを現場管理費率に加算するものであります。

72ページを御覧ください。

次に、快適トイレの設置による変更であります。

これは、工事現場において、男女ともに働きやすい環境を整備するため、現場環境の改善と

して、快適トイレを設置した場合に、1基当たり5万1,000円を上限として、最終変更時にその費用を計上するものであります。

今回の工事では、2基の設置を行っております。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、議案第69号「宮崎県特定都市河川浸水被害対策法施行条例」、議案第70号「都市計画法施行条例の一部を改正する条例」、議案第71号「宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について質疑はありますか。

○福田委員 質問するのに非常に勇気が要りませうけれども、議案第69号のこの標識というのを作って、資料48ページに、標識の記載例とあるんですが、何のためにこういうのを立てるんでしょうか。

○中武河川課長 この許可を受けた施設につきましては、河川の浸水、洪水の軽減に寄与するという事なんですけれども、例えば、この施設が流域内の住民に対して施設の効果がありますよというのを周知させていただくと、あと、例えば権利者が変わった場合、売り買いがあって次の人が来たときに、そういった機能を有するという施設が分からないまま売買が行われる場合もございますので、そういったことがないようにということも含めまして、法律のほうで設置するということに位置づけられているものでございます。

○福田委員 分かりました。そういうので何とか施設というのをちゃんと決めるわけですね。

続きまして、資料58ページ、議案第75号ですけれども、開閉装置の更新を4基されるということで5億3,200万円の工事が入っています。お話の中でこれは、言葉違いかも分かりませんけ

れども、例えば開閉用のワイヤーとかそういうふうなものが、もう劣化していると内容を認めたので、今回工事入るといような説明だったと思うんですけれども、そうだったですかね。

○山下ダム対策監 今おっしゃられたとおり、ワイヤーとかそういうギアとか、そういったのを全部一つにまとめたものが開閉装置という機器になるんですけれども、それを丸々、もう劣化しているということで、今回更新するということになります。

○福田委員 開閉装置として使用期間何年とかいうものはないんですか。

○山下ダム対策監 耐用年数というのは一応ございまして、開閉装置自体が基本的には70年ぐらいの耐用年数というのがあるんですけれども、今回ダム自体も70年以上も過ぎているようなダムですので、ちょうど更新時期を迎えているということになります。

○福田委員 目視のチェックだけだったらちょっと不安だなと思ったんですけれども、そういう基準があるんですね。

○岩切委員 議案第71号について確認したいんですが、18歳まで、高校卒業年度まで延長するという事なんですが、世帯の構成が、最初のお子さんが19年間ということで、その間に2人目、3人目と出生がある場合、この19年を超えない範囲内というのは、どういうふうに考えていくんでしょうか。

○松田建築住宅課長 何人かお子さんがいる場合は、一番年の低い方を基準にして、18歳になるところまで住んでいいということなんですけれども、ここの年度については、延長できるというような規則を別に定めておりますので、そういうところで運用しているところがございます。

○岩切委員 了解いたしました。

○内田委員長 ほかにないですか。

それでは次に、議案第72号から第75号の工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、議案第76号から78号の工事請負契約の変更について質疑はありませんか。

○福田委員 議案第77号ですけれども、こういった大がかりな仕事に対して、工期が令和4年12月から令和8年7月31日までという長期にわたる中において、職員の構成とかいうのは何か考慮されるんですか。やっぱり一連の仕事については、常時この人はずっといるとか、合理化とか効率化とか安全面とかも含めて、そういうのは何か考慮があるのかなと思ったんですけれども。

一つの工期について、例えば職員の組織とかいうのは何か特に考慮されるんですか。

○椎葉道路建設課長 確認ですけれども、建設業、請負業者ではなくて、県職員のスタッフという意味でしょうか。

○福田委員 はい。

○椎葉道路建設課長 特にないと思っております。

○福田委員 例えば資料65ページのこの写真なんか見ると、相当な、日本でも物すごく注目を浴びるような——48メートルの橋脚とかP2なんかあるんですけれども、それに対して、もちろん業者をお願いするんですが、職員としてもこれは私が総責任者だというような、そういう強固な組織をつくろうとかいうのは、考慮はされないんでしょうか。いつものとおりで異動するのかなどと思ひまして。何か答えられそうでしょうか。

○海野県土整備部次長（総括） このような大

規模工事については、いろいろな技術基準とかいうこともございまして、関わっている職員は全て対応できるようにといたしますか、しっかりと引継ぎもしますし、体制というのは事務所も本庁も含めて全員でこういう大きな事業については関与していくということで見えております。反対にこういう事業にたくさんの技術者の方が関わる機会が持たれるということで、次の技術者の育成にもなりますので、そこは当然安全管理とか、しっかりしたいいものができるようにということが基本ではございますけれども、それをしっかり確保しながら、県職員の育成という面もあって、異動についてはしっかり引継ぎをしながら、当然、事業者の皆さん、事業者ともよくコミュニケーションを図りながら施工していくという体制を取っているところです。

○内田委員長 ほかにないですか。

○山口副委員長 議案第77号の請負契約の変更についてなんですけれども、工事期間がそれなりに長くなっていると思いますが、この仮設構台の昇降設備の設置に伴う変更であったりですか、鉄筋の運搬に伴う変更というのは、既に実施済みの事項だと思いますけれども、どのタイミングで事業者から相談があつて実行されたのか。

そして、この契約の変更に伴う増額の議案が、今この段階で上がってきておりますけれども、どの時期に向こうから相談があつて、そして実行されたのかをまず教えていただけますでしょうか。

○椎葉道路建設課長 まず、昇降設備の設置につきましては、契約後に受発注者協議の時点で、受注者側から協議があつたものであります。

それから、その次の橋面排水路についても、契約後に受注者が現地調査を行った上で協議が

行われたものであります。

それから、長尺鉄筋につきましては、実際に鉄筋の搬入の際に鉄筋搬入業者が現地を確認して、トレーラーでは難しいという判断したと、そういう協議がなされております。

今回の議案に上げたタイミングについてであります。まず、昇降設備の設置につきましては、契約後に協議がなされておりますけれども、変更で計上するという協議は、最終的には\*令和7年12月に行われております。

それから、橋面排水路区間の変更につきましては、数量が確定したのが令和7年1月頃になっております。

それから、長尺鉄筋の小運搬につきましては、令和7年12月頃に最終的な数量が確定しております。

前回の変更が令和7年2月、1年前に行われておりまして、その議案提出後に全て数量等が確定したものであるということで、今回の最終の変更契約で議案を上げさせていただいたということになります。

○山口副委員長 昇降設備は契約した後すぐだった。その後、去年の12月にこういう対応をしようということになりましたという御説明だったと思うんですけども、数量確定しないものなんですかね。結構、こういう対応することに決まったのが去年の12月というのはよく分からなかったんですけども、もっと前に決めればいだけじゃないのというふうに受け止めてしまったんですが、もう一回、詳しく教えてください。

○椎葉道路建設課長 契約当初に協議をしたのは事実でございます。その後、別途協議するというようにしてございました。最終的に協議がな

※58ページに訂正発言あり

されたのが、令和7年12月であったと。

設計変更で計上できるか計上できないかという協議をしっかりとやらせてもらって、最終的には設計変更で計上するという結論に至ったのが、令和7年12月ということでございます。

ですので、それが決まる前にもう業者のほうは、当然必要な設備ということでは設置はしておいたということになります。

**○山口副委員長** 別途協議するとうのを当初に決めました。その後、じゃあ実際に設置について協議はそのままなされないというか、確定的な金額の話はしないまま進んでいき——昇降設備が設置されたのは実際いつなんですか。業者が御自身で判断されて、金額とかについては別として、自分たちで昇降機を設置することとしたのは、ちなみにいつなんですか。

**○椎葉道路建設課長** 具体的に何年何月というのは、ちょっと今把握できておりませんけれども、施工に着手するタイミングであります。

**○山口副委員長** 協議はしますという形にした上で、お金をどうするかというのを確定せずに工事をこのように進めることはよくある話なんですか。

今、伺っていると、きちっとこのくらいですよという金額を一定程度協議して握った上で、議会への予算計上というのはいろんなタイミングがあったり、行政側のルールに基づいて、こういうタイミングになりましたというのは、一定程度理解をしなくてはいけないところがあるんだろうなと思うんですけど、今のお話を伺っていると金額を確定させる前に、業者も設置していますというように——僕の理解は追いついていないだけだと思うんですけど、そう聞こえてしまうんですけど、それ、まずい気がするんですが、どうなんですか。

**○椎葉道路建設課長** 副委員長御指摘のとおり、協議の段階で、ある程度数量を固めて金額を抑えて、変更契約で計上するのであれば、しっかりその時点で指示書を切るべきで、ほとんどがそうされております。通常はそういう取扱いをしているということですが、今回のケースについては、そこがなされていなかったということなんです。

**○山口副委員長** 分かりました。

**○内田委員長** ほかにないですか。

**○坂本委員** 資料68ページの第78号のことをちょっと教えてください。今回、変更理由が3つあって、そのことで工事の変更が行われ、金額の変更が発生するということですが、インフレスライド条項の適用は分かるんですが、順番にいきますと、熱中症対策に係る現場管理費は、御説明によると令和元年6月から対象になっていて、工期自体は令和5年からの分なので、いわゆるそもそも見込んでおかないといけなかったのが、見込んでなかったということですか。

**○椎葉道路建設課長** 熱中症対策につきましては、施工中の実際に真夏日が——いわゆる気温で30度以上の日があった場合に、その日数の分について補正するというようになっております。ですので、前もってということは難しい、できないということなんです。

**○坂本委員** 続いてもう一つ、建設現場における快適トイレのほうです。これは、現場事務所のトイレのことですか。

**○椎葉道路建設課長** おっしゃるとおりでございます。現場事務所の横に置いているトイレ。ただ、この現場は、現場事務所と現場にちょっと距離がありましたので、現場のほうにも、もう一つトイレを設置しております。

○坂本委員 いずれにしても、現場で工事をなされる方たちが使用されるトイレと理解していないですかね。

○椎葉道路建設課長 そのとおりでございます。

○坂本委員 一般的にどうか分かりませんが、工事する場合に、いわゆる仮設工事の中で、現場事務所とかで使うものとか、いろんなものを積算して契約しますよね。その一品ずつとありますか、抜き出して、そうやって金額の変更を行うということはあるんですか。

○椎葉道路建設課長 通常のトイレであれば、現場管理費の率の中にその経費は含まれておりますので、それぞれで経費を見ることはございませんけれども、今回の快適トイレにつきましては、目的にもございますとおり、国のほうが積極的に促進しています施策でございますので、この快適トイレを使った場合には、個別に計上するということになっております。

○坂本委員 分かりました。

○福田委員 私たちは去年の夏にこの現場へ視察に行ったんです。このトイレというのは、働く人に対して物すごく思いやりのある行為だなと、僕はつくづく感心しました。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大部藪道路保全課長 委員会資料の73ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定により、御報告いたします。

今回の報告は、物損と人身を伴う事故が2件

と、物損のみの事故が7件、計9件であります。

事故の内容について説明いたします。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。

番号1の段差事故につきましては、道路上に発生していた段差によりバイクが転倒し、車体の損傷と骨折、肺挫傷などを負ったものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

番号2の路上障害物事故につきましては、歩道上に倒れていた木製の防護柵にロードバイクで乗り上げて転倒し、車体の損傷と\*左鎖骨の骨折を負ったものであります。本件は、被害者に前方不注視や運転操作不適の過失がありますので、県の過失割合を5割、相手方の過失割合を5割としております。

番号3の穴ぼこ事故につきましては、休憩のため、路肩に侵入したところ、路肩上に発生した穴ぼこにバイクが落ち込んで転倒し、車体の補助輪やクランクなどを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を3割、相手方の過失割合を7割としております。

番号4の支障木接触事故につきましては、進行方向左側上空から垂れ下がっていた竹に車両が接触し、フロントピラーなどを損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、県の過失割合を6割、相手方の過失割合を4割としております。

番号5、7、次のページ、番号8の側溝蓋不全事故につきましては、道路を横断して設置されている側溝のグレーチングがはね上がり、番号5はオイルパンを、番号7は車体フレームな

※58ページに訂正発言あり

どを、番号8は車体底部を、それぞれ損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断し、県の過失割合を10割としております。

番号6の落石事故につきましては、進行方向の左側のり面から、突然落下した石が車両を直撃し、フロントバンパーや前輪ホイールなどを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断し、県の過失割合を10割としております。

74ページをお開きください。

番号9の倒木事故につきましては、進行方向の左側のり面から枯れ木が突然倒れ、車両を直撃し、フロントガラスやボンネットなどを損傷したものであります。本件は、事故の状況から被害者に過失を問うことができないと判断し、県の過失割合を10割としております。

これら9件の事故に伴って発生した損害賠償額は、566万8,961円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異状箇所について情報の提供を呼びかけるなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

**○内田委員長** 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑や執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○中武河川課長** 委員会資料の75ページを御覧ください。

「日向灘沿岸海岸保全基本計画の変更につい

て」御説明いたします。

まず、1の目的及び変更の理由です。

海岸保全基本計画とは、海岸法に基づき、海岸の防護及び環境の整備と保全、公衆の適正な利用の確保を目的とした計画で、海岸を保全するための施設である海岸保全施設の整備についての基本的な事項を定めたものであります。

右の図に、海岸保全基本計画に関するこれまでの経緯を示しております。まず、平成11年5月の海岸法の改正に伴い、本県では平成15年3月に計画を策定しております。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災を受けまして、平成26年6月に海岸法が改正され、レベル1津波対策などが位置づけられたことから、平成27年3月に計画を変更しております。

その後、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や、台風の強大化等による沿岸地域への影響が懸念され、国において、令和2年11月に海岸保全基本方針の変更がなされたことから、左側の中ほどになりますが、今回の計画の変更では、将来の気候変動の影響を考慮して計画する際の考え方を追加するものであります。

76ページをお開きください。

2の計画変更の概要であります。

まず、(1)気候変動の影響を考慮して計画する際の考え方です。将来、2100年時点において、高潮や津波対策などを計画する際の海面水位の上昇量は、2度上昇シナリオに基づき、国が将来予測の平均的な値として示している39センチメートルとして検討することとしております。

下の点線囲みになりますが、2度上昇シナリオとは、21世紀末の世界平均気温が、工業化以前と比べて0.9～2.3度上昇する可能性の高いシ

ナリオのことで、パリ協定の2度目標が達成された世界であり得る気候の状態であります。

次に、(2)高潮時のイメージであります。この図は、濃い青色が現計画の海面で、その上の水色が気候変動後の海面を表しております、海面水位の上昇量にプラスして、波の打ち上げ高が増大するイメージを示しております。

海岸保全計画の整備では、津波と高潮の両方を検討し、高さが高いほうの値を用いて計画します。その際、津波については、単純に海面水位の上昇量を加えた高さとしませんが、高潮については、イメージ図のように海面水位の上昇とともに、台風の強大化等により波の打ち上げ高が増大することも考慮する必要があります。

右のグラフを御覧ください。

(3)新たな考え方で試算した結果であります。このグラフは、将来、2100年時点の高潮及び津波について、県内15の海岸において気候変動の影響を考慮する新たな考え方で試算した結果になります。グラフの縦軸は、護岸の天端の高さで、左上に凡例がありますが、一番上の灰色が、現行の計画における護岸の高さ、その下の青色が津波の場合に必要な護岸の高さ、その下の緑色が同じく高潮の場合になります。

また、横軸は試算を行った海岸名で、それぞれ2つの棒グラフで比較を示しており、それぞれグラフの右側には津波の高潮のいずれか高いほうを示しています。灰色の現行計画との高さの差が最も大きい海岸は、グラフの中ほどに赤枠で囲んでいる新富町の日ノ出海岸であり、50センチメートルの余裕高を含め1.1メートル程度となりました。

次に、(4)今後の対応についてであります。

今後、海岸保全施設を新設または改良する場合に、新たな考え方を適用して整備を行って

くのかについては、近年の被災状況や海岸利用及び背後地の資産状況等を踏まえ、地域住民などとの合意形成を図りながら、段階的な整備を含め、総合的に判断することとしております。

最後に、3の計画変更の経過であります。

今回の計画変更は、令和6年10月から、国の専門家や学識者等による気候変動の影響に関する技術検討会を、また引き続き改定委員会を開催しております、昨年12月末に素案がまとまりましたことから、今年の1月から先月にかけて、沿岸10市町への説明会開催や、関係機関への意見聴取、パブリックコメントを実施したところであります。

それらの内容を踏まえ、先月24日に改定委員会を開催し、最終案がまとまりましたことから、今回、県議会に御報告するものであります。また、計画変更の公表については、今月末を予定しております。別冊としまして、改定案の本文を電子データでお配りしておりますので、御覧いただければと存じます。

○松田建築住宅課長 委員会資料の77ページを御覧ください。

宮崎県建築物耐震改修促進計画の改定について説明いたします。

1の目的及び改定の理由であります。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、県が耐震化を進めるための実施計画として定めているものであります。

平成19年3月に第1期計画を策定して以降、これまでに東日本大震災などを背景とした法改正等を踏まえ、改定を行ってきたところであります。

今回、今年度末で現行計画の計画期間が満了することから、本県の地域防災計画など関係する計画等と整合を図りながら、計画期間を令和

8～17年度の10年間とする次期計画として、耐震化率の目標値等について改定を行うものであります。

3の今後のスケジュールであります。4月にパブリックコメントを実施し、5月に計画改定を行う予定としております。

78ページを御覧ください。

改定案の概要について御説明いたします。

本計画は、第1章から第5章までの構成であり、第1章、住宅・建築物の耐震化の実施に関する目標設定の主な改定内容としましては、現状の住宅の耐震化率を、国が令和5年度に実施した住宅・土地統計調査の結果を基に、県独自の推計を加え、令和7年度末の耐震化率に更新するとともに、国の基本方針等を踏まえ耐震化の目標を見直しております。

図は、本県の住宅の耐震化率の現状と目標を示しております。赤色の折れ線グラフを御覧ください。

現状の住宅の耐震化率は、右から2番目の令和5年で86.4%、一番右側の令和7年度末で88%と見込んでおります。現行計画では、令和7年度末までに住宅の耐震化率を90%にすることを目標として取り組んできたところですが、目標の達成までは2%及ばない状況であります。

南海トラフ巨大地震の発生につきましては、切迫性が指摘され、本県でも甚大な被害が想定されておりますことから、新たな目標につきましては、国の方針に沿って令和12年度末までに耐震化率95%、令和17年度末までに国が掲げる目標と同じ、耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することに見直し、木造住宅の耐震化を進めることとしております。

79ページを御覧ください。

第2章から第5章では、支援制度の周知や専

門技術者の育成、耐震化の必要性が伝わるよう広報活動やダイレクトメールにより直接的な働きかけを行うなど、これまでの取組を継続するとしておりますが、第2章においては、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を促進するため、道路管理者と連携して取り組んで行くことを追加し、第3章においては、昭和56年以降に建てられた新耐震基準の木造住宅で、柱や梁の接合部等の規定が強化された平成12年以前に建築されたものについても、倒壊等の被害が確認されていることから、接合金物の有無や壁の配置バランスなどの簡易なチェック項目により、所有者等でも検証可能な木造住宅の耐震性能検証法の周知を図ることを追加しております。

なお、本計画の素案を委員会資料に添付しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、委員会資料の80ページを御覧ください。

宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業に係る実施方針（案）等の公表について説明いたします。

初めに、報告する概要につきましては、「県営一ヶ岡団地再整備事業」をPFI手法で進めることとしておりますが、PFI法により事業を進めていく中で、入札公告までの手続として、実施方針と要求水準書（案）の公表があります。

下のスケジュールで言いますと、赤枠の現時点のところとなりますが、実施方針等を公表し、説明会や質問回答を通して、民間事業者と対話しながら黒枠で示す令和8年10月の入札公告に向けて、当該事業がPFI事業としての効果を有するか、事業の妥当性などの評価を行い、最終的に事業の実施を決定する事務スケジュールとなっております。今回、実施方針及び要求水準書（案）の内容を説明するものであります。

実施方針と要求水準書（案）につきましては、

後ほど説明いたしますが、実施方針はいつからいつまで、どこで、どのような事業を、どのような方針で行うかを示しておりました、要求水準書(案)は、実施方針を補完するもので、建て替え住宅の使用や性能について、県の考え方や条件を示したものとなります。

この公表後は、スケジュールのとおり10月に入札報告、令和9年度に落札者決定及び契約締結の予定であります。

81ページを御覧ください。

1、実施方針の概要について説明いたします。

(1) 事業の目的ですが、当該団地は下の図にありますとおり、北ブロックと南ブロックの2ブロックにありますが、事業対象となる南ブロックの354戸は、建設後50年余り経過し、施設の老朽化、バリアフリー住戸等の不足、単身世帯等の増加など、住宅ニーズの変化への対応に加え、津波浸水被害を想定した災害に強い住環境の構築が求められていることから再整備を行い、快適かつ安全・安心に暮らせる住環境の形成と多世代交流の促進、地域コミュニティの活性化に貢献することを目的としております。

(2) 施設の立地条件等については、右下の配置計画の水色のエリアに223戸程度の住宅と付帯施設を整備しますが、業務範囲としては、設計から建設、工事監理、入居者移転、そして今回の整備で発生する余剰地を事業者の自主事業の位置づけで行う活用業務などを業務範囲として、令和9年から令和\*18年までの8年間を事業期間としております。

なお、整備後の住宅管理業務は指定管理者で行うこととしておりますので、住宅管理業務を含めないB T方式で事業を進めます。また、配置計画はイメージですので、事業者の提案によって配置は変わるものと思われま

次に、82ページを御覧ください。

(3) 事業者グループの募集及び選定ですが、①の事業者グループの募集及び選定に関する事項として、表の1段目の選定方法については、総合評価一般競争入札方式、次の入札参加者は、設計企業、建設企業のほか、各企業で構成されるグループといたします。また、この事業はW T O対象案件であり、県外企業の応募も考えられますので、米印にありますように、県内企業の育成など地域経済への配慮も実施方針に記載いたします。

各グループの評価につきましては、3段目の審査委員会の設置にありますとおり、行政委員と各分野の専門家や、学識経験者から構成する外部委員で適正に評価し選定をいたします。

最後の落札者決定につきましては、予定価格の範囲内で総合評価値の最も高い者を落札者として決定いたします。

②は、県と事業者グループの契約のイメージですが、総合評価値が最も高かったグループの提案により、再整備に関するP F I事業の契約と、用地活用に関する契約をそれぞれ締結することとなります。

83ページを御覧ください。

2、要求水準書(案)の概要であります。

(1) 県営住宅整備業務に関する要求水準書では、①の基本事項として、既存住宅を撤去し、新たに建て替え住宅等を整備することとしており、②の施設整備の考え方では、アの安全・防犯等への配慮として、津波等に対する安全性や地域の避難活動場所とする。

イの良好な住環境の形成として、日照やプライバシー等を配慮した計画や周辺環境との調和、ユニバーサルデザインの導入。

※57ページに訂正発言あり

ウの地域コミュニティの活性化として、多世代交流を促進する施設計画、地域の良好なコミュニティ形成や、街の活性化に寄与する計画とするほか、5つの施設整備の考え方を示しております。

ページ右側に移りまして、③施設整備に関する条件ですが、ア、建築計画としては、aの住棟で、3階以上の場合はエレベーターを設置することや、cの構造では、耐火構造となるコンクリート系の構造を基本とし、県産材利用を促進する意味で、木造と混合する構造も計画するよう求め、dの安全性で指定避難施設の指定を前提とし、そして、eの整備戸数等については、表のとおり住戸タイプの割合等も条件といたします。

84ページを御覧ください。

イ、設備計画であります。メンテナンス性や電気・ガスの熱源併用、3点給湯などを条件といたします。

次に、(2)用地活用業務に関する要求水準ですが、①の基本事項として、県は活用地の貸付けを行い、用地活用企業が自己の責任及び費用において、民間収益施設を整備・運営することとしております。

②の活用地の計画地に関する条件では、実施場所や活用面積は企業の提案とし、入居者及び周辺住民の利用等に配慮した提案とする。

③の県が期待する施設としては、団地入居者や地域住民の子供や子育て層向けのための機能や、コミュニティ活性化や生活利便性が向上する機能を有する施設を求めることとしております。

次に、(3)入居者移転支援業務に関する要求水準ですが、基本事項として、入居者の希望

に沿うように、入居者の仮移転、建て替え住宅への本移転に係る業務が円滑に進むよう支援することとしており、意向調査や移転支援計画書の策定、移転に関する窓口の設定などを求めることとしております。

なお、公表の際に添付する実施方針及び要求水準書(案)につきましては、委員会資料に添付しておりますので、後ほど御覧ください。

○内田委員長 執行部の説明が終了しました。

その他の報告事項について質疑はありませんか。

○日高委員 日向灘沿岸海岸保全計画の変更について、いろいろ説明を聞いたんですけども、課長から見たイメージとして、2100年の日本ってどうなっているイメージですか。

○中武河川課長 日本全体の傾向とは思いますが、今、国で言われているのは、日本全体が大体39センチメートルぐらい海面が上昇するということと、気候変動の影響で台風の影響も強くなっていくということ、プラス地球温暖化ということで、環境自体は非常に厳しくなっていく状況が国からも示されている状況であります。

今回のこの計画では、そういった波が高くなる部分とかを考慮して、どれぐらい影響があるのかということ、考え方として加えさせていただいたということでございます。

○日高委員 2100年っていったら、もう相当未来の話で、39センチメートルってよく出てくるなとは思いますが、これは、計算上出てくるのでしょうか。気候変動で気温が2度上昇すれば、平均的な値として39センチメートル、端から端まで水位が上昇するということでしょうか。

○中武河川課長 あくまでその計算というか、国の方でシミュレーションを行われているよう

でして、2度のときに大体39センチメートルですとか、4度上昇したときに70センチメートルぐらい上がるとか、いろんな計算をされているようでございます。

○日高委員 だから護岸を、今までの考え方はなくて、今後造るときには、若干高めで作るってことですよ。

○中武河川課長 計算をかけますと、恐らく大体これまでよりも、委員がおっしゃるとおり護岸の高さを高く計画することになります。2100年は大分先ですので、その高さを高く作る場所もあると思いますし、場合によって景観が悪くなるので、そこまで上げないでほしいという御意見とかがあれば、少し下げた形で、避難と併せた計画を全体で立案するとか、そういった場所によってはいろんなケースが出てくるんじゃないかなと思っております。

○日高委員 でも基本、上げるんですよ。この計画が変わって、令和8年3月に県議会へ報告、計画変更の公表ということだと、もう公表で最終段階ということだから。例えば港湾課かなんか、護岸の高さの設計をどういうふうに行っているか分からないけど、これはもう全部変更してもらわないといけないということですね。でも予算がないから護岸の計画もないか。でもそういったことも考えられますよね。全体的にこういうことになれば、護岸の高さをちょっと見直して、設計に反映をさせていこうということも出てくると、全部じゃないけど、出てくるということで理解していいですか。

○中武河川課長 委員のおっしゃるとおり、今後こういったことを考えていく必要があるということでございます。

○内田委員長 ほかにないですか。

○坂本委員 最後に御説明いただきました一ヶ

岡団地で何点か、1つか2つですけれども、スケジュール的には議会で入札公告の前に、今日御説明いただいた要求水準書の中身とかについて、意見が言えるのはこれが最初で最後と理解していいんですね。

○松田建築住宅課長 まず、実施方針と要求水準書につきましては記載のとおり（案）ということになっております。

今後、いろんな企業等と意見交換、説明会等も開きますので、そういったところで内容が一部変わる可能性もございますし、入札公告までしばらく期間がございますので、その間に議会の説明というところはあるのではないかと考えております。

○坂本委員 資料83ページのほうで示された、この世帯人員と住戸タイプの戸数の割り振り、それから、次の84ページで、県が期待する施設機能というところですか。まず、84ページの県が期待している施設機能、これはプロポーザルに参加される各事業者に対して、県が期待している施設機能に対してどういう提案をしてもらえるかという仕組みになっていると思うんですけれども、それを判断するための、84ページの県が期待する施設機能について、ある程度県としてはイメージといいますか、こういうものを理想として求めるというような絵は描いてあるのでしょうか。

○松田建築住宅課長 具体的な絵ですとか、プランにつきましては、企業のノウハウ等にお任せする形になっております。

ただ、資料にありますとおり、各タイプの割合ですとか、あとこういった期待する施設機能につきましては、いろんなタイプを持つ住棟がミックスされて、いろんな世代の方々がこの団地に住みやすいと思われるようなものを期待し

ているところがございますので、県側でしっかりした何かプランですとか、そういったものは提示しないことになります。

○坂本委員 ちょっと誤解があったかもしれませんが、見せるものではなくて、業者さんから提案があったときに、それを選別といいますか、評価しないといけないですよね。そうすると評価の基準といいますか、ある程度は持っておかないと、出てきたものの中だけで、例えば、あまりレベルの高いというか、良くないのだけがそろった中で選ばなきゃいけないという話になるのか、ある程度の提案された中身について、県が当初考えているのに、機能性とかそういったことを含めて、ちゃんとそこをクリアしているという判断をしていかないといけないと思うんです。

です。そういう意味でのクリア基準というか、ここに書いてあるように、例えばでいいですけども、子供や子育て層向けの機能というのは、大体、県としてはこういうことを望んでいるというような、絵を描くというのは、実際に絵を描いているわけではなくて、この担当される方たちの間で、そういう共有した一つの認識というのをどうやって持っていくかという話なんですけれども、そういうところについていかがですか。

○松田建築住宅課長 まず、いろんな評価というのが今後しないといけないことになるんですけども、その評価については、今、委員がおっしゃられたように、いろんな評価というのは分かれてくる可能性もございます。今からしっかり、どういった機能が来たときにどういった評価をするとか、プランとかそういったところも含めてなんですけども、企業がこの団地に対して、我々が期待するものをどう描いて

くるか、こう描いたときに県はどう評価するか、こういう具体案があったときにどう評価するかという、これから固めていく形になりますので、そこをしっかりと今から検討していくこととなります。

○坂本委員 今おっしゃったように、本当に期待することですよね。何を期待しているのかというところだけは少なくとも明確にというか、いわゆる意思の合意というか、そこが必要だなと思って、そこに対しての話なんですけれども、例えばここで書いてある子供や子育て層向けの機能ということで、これまでの県営住宅、公営住宅の考え方からすると、あまりなかったと思います。何かの機会でお話ししたと思いますが、今、県で言えば、県土整備部が管理する住宅ではなくて、自治体で言うと福祉部門が企画して建てている共同住宅、他県でやっていますけれども、子育て支援共同住宅というのをやっています。

これは私も見に行きましたけれども、子供を育てていくのに、これまでの公営住宅ではなかったような機能を、例えば子供を連れて玄関先で送り迎えをするのに、雨が降ってもそんなに不便を感じさせないように大きい屋根がついているとか、間取り一つとっても、子供のベビーカーとか、そういったものが置けるようなスペースもある程度考えて、今、県営住宅は新しい県営住宅でも、通路のところに子供の自転車とかベビーカーが並んでいるようなそういうところが多いです。そういうことまで考えて、子育て一つとっても、今までの県営住宅の発想の延長にはないようなものというのが求められていると思うんです。

ましてや県は、子育てしやすい宮崎を目指していくという、そういった県の方向性とも合致

させていかせないといけないと思うので、子育てのことだけ言いましたけれども、それ以外にも利便性とかで言うと、今、民間の住宅は宅配ボックスが必ずついています。今まで公営住宅の中にはそういう機能ってなかったと思うんですけども、そういったものをどうしていくかとか、結構細かいことを言い出すと、これからの新しい公営住宅、県営住宅がどういう姿を目指していくのかということを、せっかく今回一ヶ岡団地が手始めで、あと2つ、見えているところで言うと宮崎市内もあるし、そういう新しい県営住宅の在り方というのが示せるような、そういう取組をやっていただきたいなと思ったものですから、長くなりましたけれどもちょっと申し上げました。

**○松田建築住宅課長** 今、委員がおっしゃられたように、決められた予算の中というか、事業費の中で、いかに子育てだとか利便性を向上させるような提案が出てくるかというのを我々も期待するところでございます。

なので、今後、企業等と対話する機会もございますし、あと福祉行政のほうとも対話できる機会があると思いますので、いろんな方と対話しながら、よりよい県営住宅にできるようなPFI事業というか、そういったところを目指していきたいと思っております。

**○坂本委員** よろしくお願ひします。ありがとうございます。

**○松田建築住宅課長** ここで訂正をさせていただきます。

先ほど資料81ページの事業期間のところでは令和「18年」までという説明をしましたがけれども、正しくは記載のとおり「17年」でございます。

**○脇谷委員** この一ヶ岡団地は、昨年度視察に

行きました。今回、PFI事業でBT方式ということは、建築して譲渡するということですね。これは、そもそも事業者がリスクを背負ってまで手を挙げるところがあるのかというのが私は心配なんですけど、資料80ページに民間事業者との対話と書いてありますが、まずはサウンディングをされて、ある程度、幾つかの事業者はいるというふうに踏んでらっしゃるのかどうかというのを、まず聞きたいんですけども。  
**○松田建築住宅課長** 私が建築住宅課長になってから、民間事業者との対話というのはこれまで2、3回ございました。令和5年に1回。そして、今年度サウンディングして、県内、県外企業からいろんな意見をいただいて、そして実施方針とか要求水準書を検討してきたところでございます。

さらに今後も、そういった意見交換、説明会を通してですけども、いろんな意見も聞けると思いますし、また、よりよい水準書等になるように取り組んでいきたいと思っております。

**○脇谷委員** 内容は分かりまして、これからいろんな事業者とお話をされると思うんですけど、これから資材の物価高と、あとガソリンも燃油も高騰してくると思うので、随分最初に県のほうが考えられた予算からすると多くなるんじゃないかなと思っております。それをどういふふうに落とし込んでいくかというのをちょっと教えていただけると嬉しいんですけども。

**○松田建築住宅課長** 今回の一ヶ岡団地のPFI事業につきましては、バリュー・フォー・マネーと言って、公共工事よりどれだけ縮減できるかという試算をさせていただいております。

ただ、この試算が数年前になりますので、今回改めて公共工事としてどれくらいなるのかというのを、最近の建設事例等、あと他県の事例

等も参考にしながら算出しまして、その算出で、この企業等がどれくらい縮減させて、よりよい提案をしてくるのかというところに期待したいと思っております。

○内田委員長 ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それではその他で何かございませんか。

○椎葉道路建設課長 先ほどの発言について、一つ訂正させていただきます。

議案第77号、資料65ページになります。山口副委員長のほうから、昇降設備の設置の時系列についての質問がございました。質問に対する私の答えが、契約後に受注者から協議があって、その後、令和7年12月に協議が整って、設計変更で計上したという説明をいたしましたけれども、正しくは、施工業者からの協議が令和5年4月にあつて、その後、土木事務所が、指示書により受注者に指示したのが令和5年6月。それから、数量が確定したのが、令和7年12月。数量といいますのは、設置期間が確定しまして、リース期間が確定したことによる数量確定ということで、令和7年12月に数量が確定したということでございました。大変申し訳ございませんでした。

○大部藪道路保全課長 私のほうからも一点訂正がございます。

報告事項の73ページですけれども、番号2の相手方の事故内容につきまして、「左鎖骨」の骨折と申しあげましたけれども、正しくは「右鎖骨」の骨折が正しいです。訂正しておわび申し上げます。

○山口副委員長 議案第77号については理解しましたので、ありがとうございました。

議案第71号についてちょっとお伺いします。

先ほど岩切委員のほうから、第2子、第3子等を含めて15歳以下の人だったらどうするんだって話があったと思うんですけども、規則を読むと確かに15歳未満で対応されているというところを理解したんですが、この条例変更に伴って規則のほうも基本的には変更していくという理解でいいのかということと、併せて、そうであれば、改正後の19年を超えない範囲内においてという、この一文はある必要性があるのかなというのが、よく分からないんですけども。何か条例の定めの、期間を条例に書かないといけないものですか。ただ単純に規則で定めるでは、何か駄目な理由があつたりするんでしょうか。

○松田建築住宅課長 まず、規則については、条例が変わることによって規則が変わっていきますので、そこはしっかり修正していきたいと思えます。

あと、この19年を超えないというところで、必要なかということについては、ちょっと今手元にいろんな資料等がございませんので、しっかり調べさせていただくことで考えております。

○内田委員長 暫時休憩します。

午後3時16分休憩

午後3時18分再開

○内田委員長 再開いたします。

○松田建築住宅課長 まず、この19年につきましては、第1子の場合にこういう期間を定めるというようにしておりまして、その第1子、第2子、第3子とか子供さんが増えたことによる運用につきましては、規則で定めるというような形で運用しております。

○山口副委員長 規則上は、おそらく今の段階

だと15歳未満とか、その年度の15歳に至るまでというような書き方になっていて、第1子、第2子とかそういう書き方じゃないと私は理解をしているんですけど、これに定める期間は15歳に至る年度って書いてあるので、第1子だろうと第2子だろうと関係なくて、そこの15歳が18歳になるのであれば、別にここに19という数字が載る意味がないのではないかという、純粋な疑問なんですけれども。書かなきゃいけない理由があるのかということろだけ教えていただければ。

僕の理解不足だったら、そこは全然きちっと御指摘いただければそれで納得しますので、バツと読んでいるだけだから、もしかしたら理解が違うのかもしれないので教えていただければと思うんですが。

**○海野県土整備部次長（総括）** 法制上の技術的な事項でもありますので、ちょっとここは確認をさせてください。期限付き入居ということですので、これは入居者の入居期限ということですので、なんらか期限というのは表示をするのが普通で、丸々何も書かずに、あとは規則に任せるといのは一般的にはあまりないものですから、その期限付きということと、子供の定義上の話をこれまでは改正前の状態で16年を超えないということ、法制的な技術としてこういう表現になっていたと思います。それについては再度確認をさせていただければと思います。時間をいただければと思います。

**○山口副委員長** 恐らく書いてあろうと書いてなかろうと、大きく運用上の問題は起きないと思いますので、今の御説明で一旦理解はしたということにさせていただいて、詳細については個別で結構ですので、ぜひ勉強のために教えていただければと思います。

**○内田委員長** では、報告いただければいいですね。

ほかないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、以上をもって、県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時22分休憩

---

午後3時26分再開

**○内田委員長** 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、9日月曜日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時からとしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それでは、そのように決定いたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。暫時休憩いたします。

午後3時26分休憩

---

午後3時26分再開

**○内田委員長** 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** それではそのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○内田委員長** 以上で本日の委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時27分散会

令和8年3月9日(月曜日)

---

午後0時58分再開

---

出席委員(7人)

委 員 長	内 田 理 佐
副 委 員 長	山 口 俊 樹
委 員	日 高 博 之
委 員	福 田 新 一
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	春 田 拓 志
政策調査課主任主事	岩 倉 有 希

---

○内田委員長 委員会を再開いたします。

議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第45号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号及び議案第69号から議案第78号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第57号、議案第58号及び議案第69号から議案第78号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時0分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 内 田 理 佐